

少量危險物

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1款 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例第47条）

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第47条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を与え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

【解釈及び運用】

本条は、指定数量未満の全ての危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における一般的な遵守事項について定められている。

したがって、動植物油類を除き、事業所等だけではなく、一般の家庭においても燃料、塗料、スプレー缶及び化粧品等の危険物を使用する機会が多く、このような場合にも当然本条の適用となる。

1 火気の使用制限（条例第47条第1項第1号）

本号の規定は、危険物を貯蔵又は取り扱う旨の内容が定められており、仮に容器や設備からの流出等があっても、容易に火気にふれることのない位置（場所）とするか、周囲に空地を確保することや火気のある場所との区画を設けることが必要となるもので、原則として火気の使用を禁止するものであるが、「みだりに火気を使用しない」とは、やむを得ず火気を使用するときは、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、貯蔵又は取扱いの実態に即した適切な措置を講ずる必要がある。

2 整理及び清掃（条例第47条第1項第2号）

危険物を貯蔵又は取り扱う場所の整理及び清掃に努めるとともに、不必要な物件を置かないこと。

「不必要な物件」とは、可燃物等に限るものではなく、作業工程で用いる道具や台などは必要なものであり、整理して備え付けていれば支障はないが、使用済みの空箱、袋及び容器などは不必要な物件として放置しないこと。

3 漏れ等の防止措置（条例第47条第1項第3号）

「漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずる」とは、危険物の貯蔵又は取扱い形態に応じ、容器の密栓、油槽のふた及びバルブ等の閉鎖、急激な注入の防止など、適正な管理方法をいう。

4 容器の破損等の防止措置（条例第47条第1項第4号）

「容器」とは、危険物の品名及び危険等級（危省令第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危省令別表第3（固体用のもの）又は危省令別表第3の2（液体用のもの）に規定する運搬容器又はこれと同等以上の強度等を有するものであること。

5 転倒等の防止措置（条例第47条第1項第5号）

「みだりに」とは、作業上必要な行為以外の行為を意味し、また、「粗暴な行為」とは、貯蔵取扱いの状況により、実際のひとつひとつの行為を客観的に観察し、火災予防上、安全の確保が図れないであろう行為をいう。

具体的には、第1類の危険物及び第5類の危険物にあつては衝撃を与えないことや、紙製、ガラス製の容器にあつては、その取扱いに十分注意するよう指導すること。

6 容器の落下防止措置（条例第47条第1項第6号）

「他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」とは、容器の大きさ、形状及び危険物の性質等に応じて、次に掲げるような措置をいうもの。

(1) 棚等に貯蔵する場合は、次によること。

ア 棚の本体が、地震動等により転倒、落下しないように建築物の壁体又は床面に直接固定する等の適切な措置を講ずること。

イ 扉は、原則として引き違いとし、開き戸にする場合には、常時ロックがかかる状態（内側からの衝撃により開くことのない状態のこと。）にすること。

ウ 棚は、できる限り奥行きを深く取ること。

(2) 扉のない棚に貯蔵する場合には、(1)イ及びウによるほか、次によること。

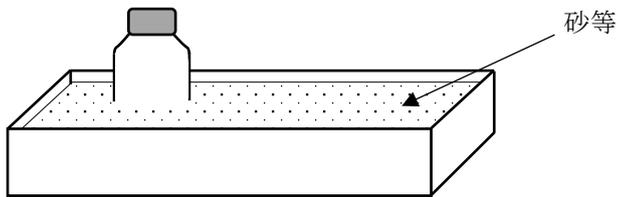
ア 棚には、落下防止のため棚等を設けること。その際には、できるだけたるみのないパイプ、針金等を用い、ビニールコード等のたるみの生じるものを避けること。

イ 柵の取り付け高さは、容器の大きさ及び形状等を考慮し、落下しないと認められ

る位置とすること。

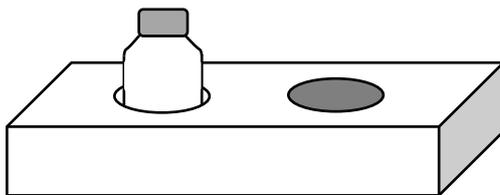
- (3) 特に危険性が大きい危険物に関しては、次のような措置を講じること（第1-1図、第1-2図、第1-3図参照）。

ア ケースの中を砂等で満たす（砂箱）。

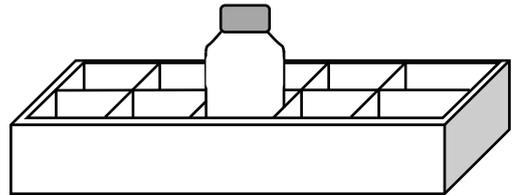


第1-1図

イ 容器のサイズに合わせた中仕切りを設ける。



第1-2図



第1-3図

- (4) 接触又は混合により発火する恐れのある危険物又は物品は、相互に接近して置かないこと。ただし、接触又は混合する恐れのない措置（区画、離隔距離の確保等）が講じられている場合にはこの限りでない。

第2款 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第48条）

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）
第48条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第56条までに定める技術上の基準によらなければならない

【解釈及び運用】

少量危険物の貯蔵及び取扱いについて、設置場所（屋内又は屋外）及び施設の貯蔵又は取扱い形態等に応じて、条例第49条から第56条までに規定された措置が義務付けられている。

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の(1)から(3)までによる。なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

条例第3章において、「屋内」とは建築物内並びに側面、上面及び下面を覆われた場（以下、本章において「室」という。）並びに「屋上」をいい、「屋外」とはそれ以外の場所をいう。

(1) 屋外の場合

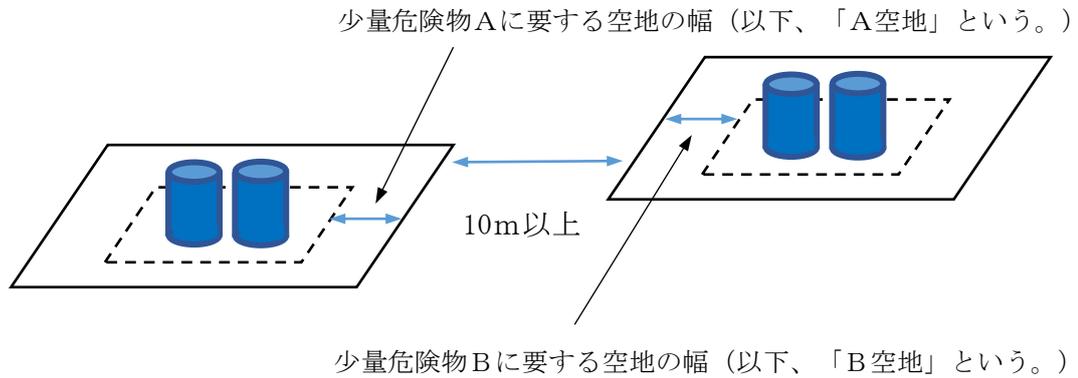
ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等により防火上有効に隔てられている場合、又は条例第50条第2項に定められた空地の幅を有し、10mの施設間距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの場所ごととする。

なお、壁に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設置されている場合も、防火上有効に隔てられるものとすることができる。

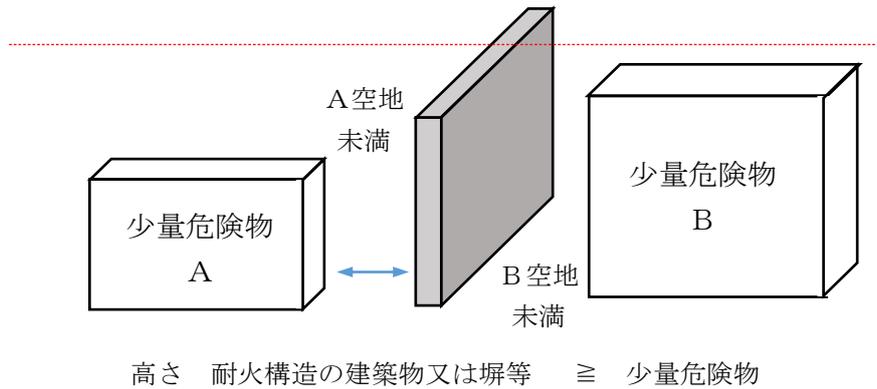
それぞれの場所ごととする場合は、次の例による。

(ア) 各施設が独立性を有していると認められる場合（第2-1図参照）

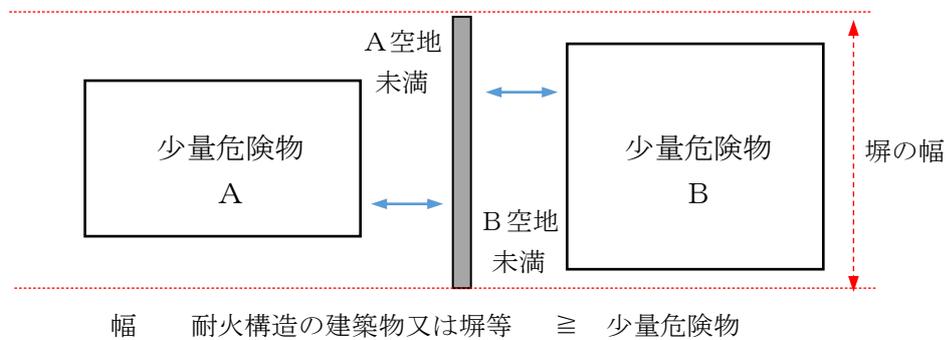


第2-1図

(イ) 耐火構造の建築物又は塀等により防火上有効に隔てられている場合（第2-2図、第2-3図参照）



第2-2図

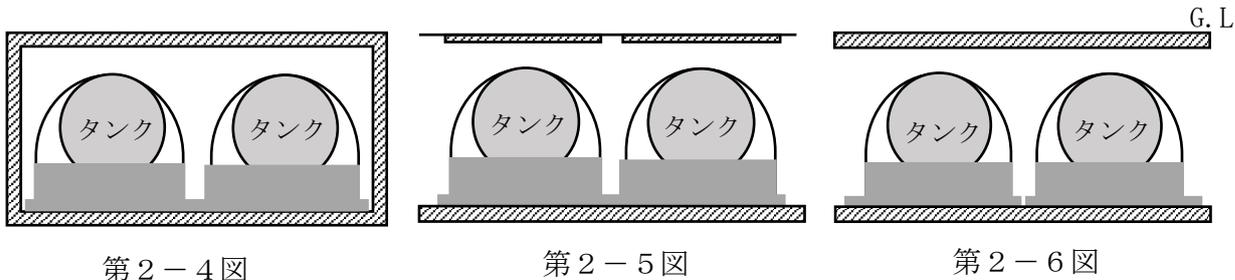


第2-3図

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

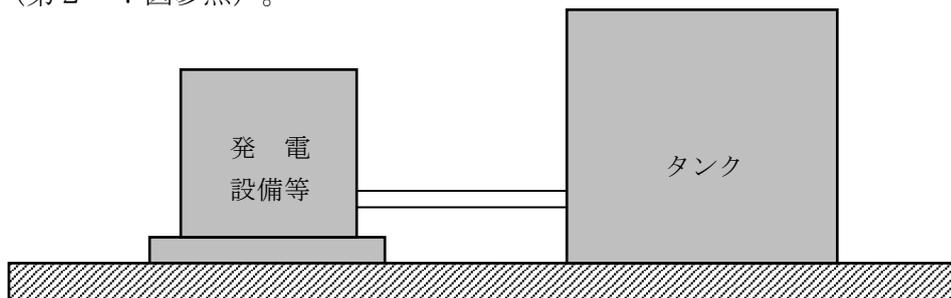
原則、タンクごととする。この場合において、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

- (ア) 同一のタンク室内に設置されている場合（第2-4図参照）
- (イ) 同一の基礎上に設置されている場合（第2-5図参照）
- (ウ) 同一のふたで覆われている場合（第2-6図参照）



ウ タンクと設備が同一工程の場合

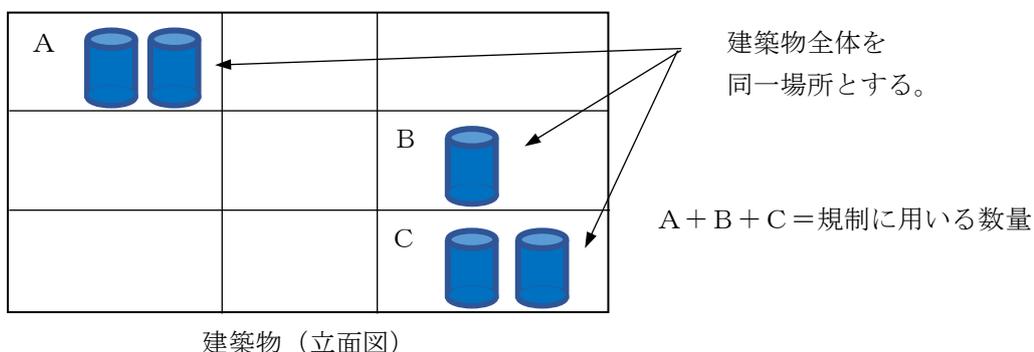
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる（第2-7図参照）。



第2-7図

(2) 屋内の場合

原則として建築物ごととする（第2-8図参照）



第2-8図

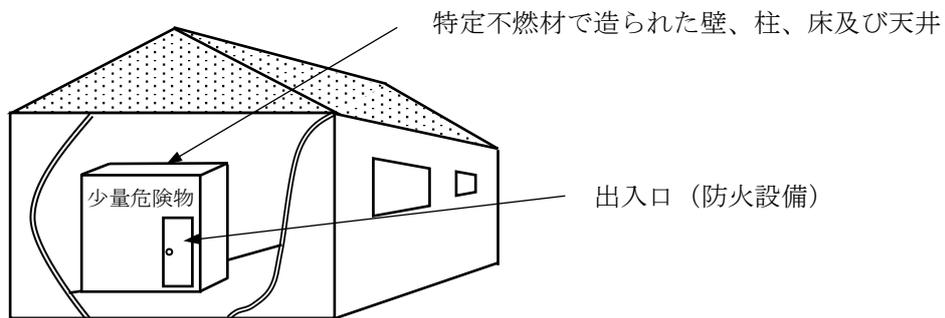
ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備の場合

次の(ア)、(イ)又は(ウ)による。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置などをいう。

(ア) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）が、出入口（防火設備）以外の開口部（防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒を除く。）を有しない特定不燃材料で他の部分と区画されている場所（以下、本章において「不燃区画例」という。）（第2-9図参照）。

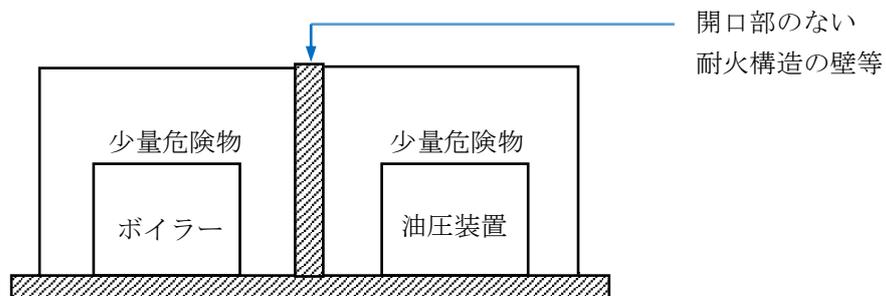


第2-9図

特定不燃材料とは

不燃材料のうち、アルミニウムとガラスを除いた、コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、厚さ3mm以上のガラス繊維入りセメント板、厚さ5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板、鉄鋼、金属板、モルタル、しっくい、石、厚さ12mm以上の石膏ボード、ロックウール及びグラスウール板をいう。

なお、不燃区画例の少量危険物を貯蔵し、取り扱う施設（以下「少量危険物貯蔵取扱所」という。）を連続（隣接及び上下階）して設けることは、原則としてできないものであること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互間に隣接する壁等を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。（第2-10図参照）

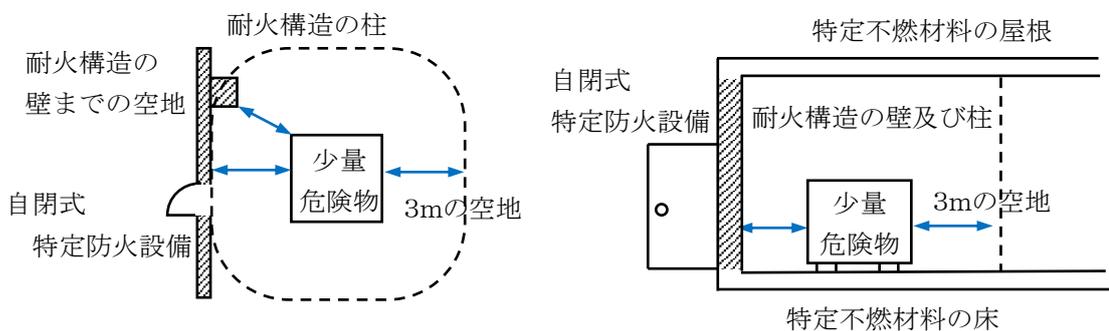


第2-10図

(イ) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されている場所（以下、「保有空地例」という。）。

a 当該設備から 3 m 未満の距離にある建築物の壁（出入口以外の開口部（防火ダンパーが設置された換気設備及び燃焼機器等に直結する排気筒を除く。）を有しないものに限る。）及び柱の材質が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。

ただし、建築物の壁に自閉式特定防火設備が設けられているものについては、この限りでない（第 2-11 図参照）。

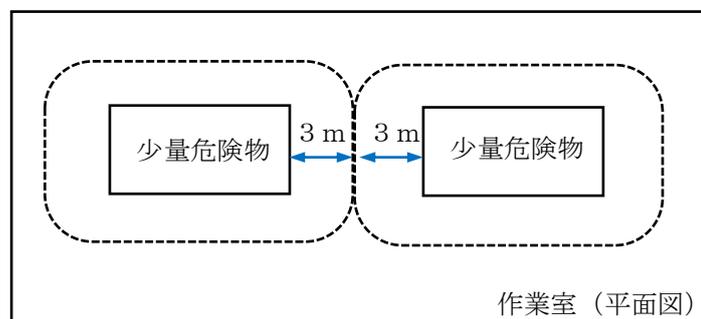


第 2-11 図

b 空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいい、空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。

c 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。

d 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない（第 2-12 図参照）。



第 2-12 図

(ウ) 別棟扱いされたものは、それぞれの棟を一の施設とする。

イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

(ア) 不燃区画例による。

(イ) ア(ウ)による。

ウ ア及びイが共存している場合

イによる。

エ 物販店等で容器入りの危険物が陳列販売されている場合

(ア) 階ごとに防火上有効に区画された場所とする。

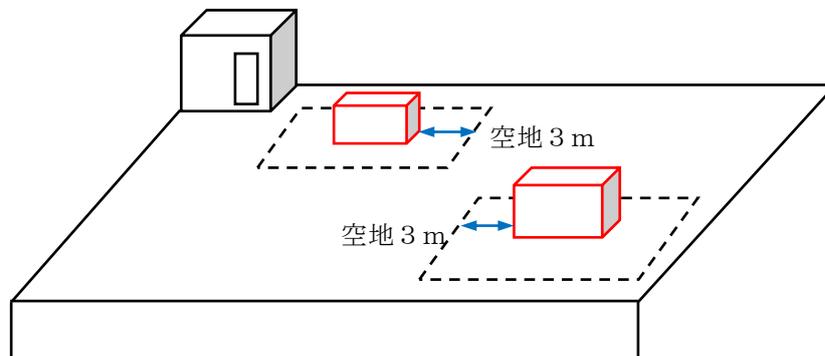
なお、防火上有効に区画された場所とは、不燃区画例のみならず、感知器連動閉鎖型の防火設備（隣接する少量危険物貯蔵取扱所の区画は特定防火設備）による区画も認められるが、その場合、当該防火設備を挟んだ相互の場所にある可燃物（不燃性又は難燃性を有するもの以外のものをいう。）間の距離が3m以上となるように離隔距離をとること。

当該場所は不特定多数の人が出入りし、可燃物も多量にあることが予想されるため、当該区画された場所には危険物の量が指定数量の5分の1未満となるよう指導し、同一建物内で指定数量を超えてはならない。

(イ) 陳列販売する場所が、指定数量の5分の1未満となる場合、相互に10m以上離す場合に限り、それぞれの場所として算定することができる。

(3) 屋上の場合

保有空地例により空地が保有されているそれぞれの設備（引火点40℃以上の第4類の危険物を引火点未満の温度で取り扱うものに限る。）ごととすること（第2-13図参照）。



第2-13図

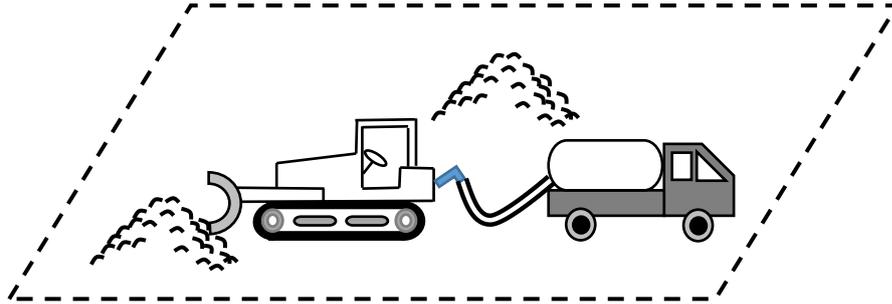
(4) 屋外及び屋内が混在する場合

屋外及び屋内にある少量危険物等貯蔵取扱所が配管等で接続されている場合は、原則別の施設とする。ただし、工程上関連性、連続性が高く、同一施設として規制すべきと思われる場合はこの限りではない。

(5) 特殊な場所の場合

ア 建築現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする（第2-14図参照）。



第2-14図

イ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点 100℃以上のものを 100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

危険物の数量の算定については、次の例による。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日に想定される最大取扱量又はサービスタンクに収容する量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

ただし、非常用発電機等の取扱量の算定については、消防用設備等にかかるものは2時間、その他のものは実態に即して運転したときの消費量をもって取扱量とする。なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油（危険物）を使用する場合にあつては、算定にあたって当該量を合算する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量をもって、使い捨てや系外に排出するものは、1日の使用量をもって取扱量とする。また、洗浄後に一部の危険物を系外に排出するものは1日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量とする。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一室内に設ける場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量のうち、いずれか大なる数量をも

って算定する。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量の大なる数量とする。

(4) 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等の燃料タンクに収納している危険物については、数量の算定から除外する。

ウ 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収容している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附随装置で機器の冷却又は絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等）については、危険物の数量の算定から除外する。

ただし、設置される前、及び、設置された後の変圧器等についてまで適用を除外されるものではない。

エ 自動車の燃料タンクに収納している危険物については、数量の算定から除外する。

オ 除菌用ウエットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって、通常の状態（常温、常圧）において第4アルコール類が紙からにじみ出ない場合は、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物として数量の算定から除外する。

第3款 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準について(条例第49条)

第49条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処理すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則別

表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

【解釈及び運用】

1 ためます等の点検（条例第49条第1項第1号）

ためます（貯留設備）や油分分離装置の機能を確保するため、1日1回以上は点検を行い、滞留した危険物はもとより、ごみや砂等除去を行うこと。

2 危険物のくず及びかすの廃棄（条例第49条第1項第2号）

(1) 「安全な場所」とは、火災予防上安全な場所という意味であること。

(2) 「他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法」とは、可燃性の危険物等を少量ずつ安全な場所において焼却処理、水溶性の塩類又は酸類の危険物を水で安全レベルまで希釈する処理、その他少量ずつ埋没する等、危険物の性質に応じて安全に廃棄する方法をいうもの。

3 遮光及び換気（条例第49条第1項第3号）

(1) 「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれがないように、適正温度又は湿度を保つための遮光、換気を行うことをいう。

(2) 「遮光」とは、日光等の光をあてないような措置をいう。

(3) 「換気」とは、当該貯蔵又は取扱い場所の空気を有効に置換するとともに室温を上昇させないことをいい、自然換気設備又は動力換気設備のいずれでもよい。

4 適度な温度管理等（条例第49条第1項第4号）

条例第49条第2項第3号から第5号までに掲げられた計器類が設けられた施設は、当該計器類の監視及び警報器等と有効に組み合わせること。なお、ここでいう計器類とは、温度測定装置、圧力計、液面計、流量計、回転計及び電流計等をいう。

5 変質及び異物混入の防止（条例第49条第1項第5号）

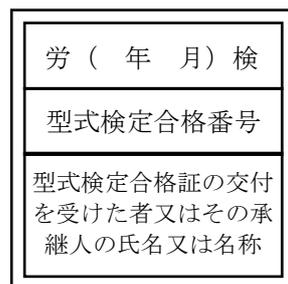
- (1) 「異物」とは、危険物との接触又は混合等により、その危険性が増大するような物質全般をいい、日常作業による危険物の貯蔵又は取扱いによって必然的に生じてくる物質は除く。
- (2) 「必要な措置」とは、用途を失った危険物を長期に保管しないことや、危険物を取り扱う設備で蓋を要するものには、しっかりと蓋をする、又は誤操作を防止するために明確に区分し、その旨の表示をすること等が考えられる。

6 整備等の修理及び補修作業時の安全確保（条例第49条第1項第6号）

「完全に除去」とは、加熱又は溶剤等の使用により、危険物又は危険物から発生する可燃性蒸気等が全く存在しない状態をいうもの。万一、除去できない場合は、不燃性のガス、又は水等で置換、封入等の措置を講じること。

7 電気器具及び火花を発生する機械器具等の使用制限（条例第49条第1項第7号）

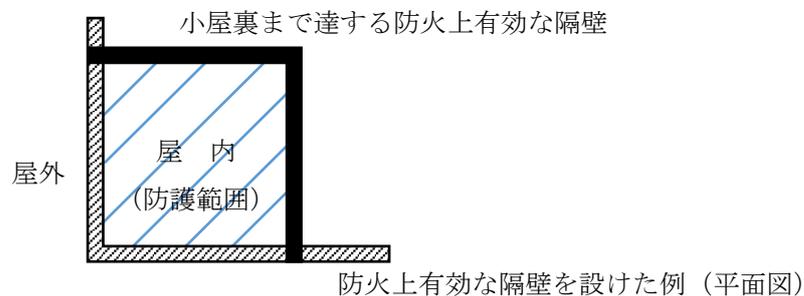
- (1) 「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス及び都市ガス等の可燃性の気体をいう。
- (2) 「可燃性の微粉」とは、マグネシウム及びアルミニウム等の金属粉で、滞積した状態でも着火するものや、小麦粉、でん粉その他、可燃性の粉塵で空气中に浮遊した状態において、着火するようなものをいう。
- (3) 「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、危険物の引火点、貯蔵取扱形態及び換気並びに通風等を考慮し判断する。
- (4) 「電線と電気器具とを完全に接続」とは、電気専用の接続器具等を用いて、堅固かつ電氣的に完全に接続し、接点に張力が加わらないような状態をいう。
- (5) 「火花を発生する機械器具」とは、溶接機、グラインダー及びフォークリフト等の使用に伴い、必然的に火花を発生するもの、又は火花を発生おそれのある電気機器等をいう。よって、電気設備に関する技術基準に定める省令第68条及び第69条の規定に適合する電気機械器具で、労働安全衛生法第42条の規定に基づく規格（電気機械器具防爆構造規格）に適合していることを示す防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章（機械等検定規則様式第11号(2)）が貼付されているものは該当しない（第3-1図参照）。



第3-1図（検定合格標章の例）

- (6) 「火花を発する工具、履物」とは、ゴム製ハンマーや防爆用安全工具等（ベリリウム銅合金、木ハンマー等）以外のものをいい、鉄ハンマー及び底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発するものをいうもの。
- 8 保護液中への保存に関する留意事項（条例第49条第1項第8号）
- (1) 「保護液」とは、空気中の酸素や水分に接触させると著しく危険な状態となる危険物を保護するための液体をいい、例えば、水（黄りん、二硫化炭素又はニトロセルロース等の保護。）や、パラフィン、灯油又は軽油等（金属ナトリウム、金属カリウムの保護）がこれに該当する。
- (2) 「露出しないようにする」とは、容器の外部から目視できる場合は常に確認できる場所に保管すればよいが、目視できない場合は定期的に保護液の量を確認することが必要である。
- 9 接触及び混合の防止（条例第49条第1項第9号）
- (1) 「相互に近接して置かないこと」とは、地震動、転倒及び落下等により接触又は混合を生じない距離を保つこと。
- (2) 「接触し、又は混合しないような措置」とは、不燃材料で区画等の措置を講じた措置等をいうもの。
- 10 加熱及び乾燥時の留意事項（条例第49条第1項第10号）
- (1) 危険物を加熱し、又は乾燥させる場合には、直火を用いてはならない。なお、ここでいう「直火」とは、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、又は露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当するもの。
- 「直火」以外のものとしては、水蒸気、温水、熱媒体及び熱風等が該当するもの。
- (2) 危険物の温度が局部的に上昇しない方法
- ア 危険物の温度を一定温度以下（引火点以下）に自動的に制御できる装置（温度センサー等による自動制御装置）
- イ 危険物の引火を有効に防止できる装置
- ウ ニクロム線の保護管設備等
- 11 詰め替え（条例第49条第1項第11号）
- 「防火上安全な場所」とは、不燃材料等の塀で区画された場所及び火気や火花を発生するおそれのない場所等防火上安全な場所で、かつ、換気が十分に行われている場所をいうものである。
- 12 吹付塗装作業の留意事項（条例第49条第1項第12号）
- (1) 「防火上有効な隔壁」とは、小屋裏に達する不燃材料等の壁をいい、当該壁に出入

口を設ける場合には自動閉鎖式の防火設備とし、その他建築物の換気設備等の開口部にあつては防火ダンパーを設けること（第3-2図参照）。



第3-2図

(2) 「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、(1)の壁で区画されているもののほか、次に掲げる場所をいう。

ア 塗装作業を行う場所が、不燃材料等の壁で防火区画されている場所

イ 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が、塗装場所以外の場所へ拡散しない場所

ウ 屋外又は屋内の周囲が十分に開放されている状況で、火源等から安全として認められる距離を有している場所

13 焼入れ作業時の留意事項（条例第49条第1項第13号）

「危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと」とは、温度監視装置にて温度管理を徹底するとともに、焼き入れ油の容量を十分に確保する、循環冷却装置を用いる及びかく拌装置を用いる等の方法がある。

14 染色及び洗浄作業の留意事項（条例第49条第1項第14号）

(1) 「可燃性の蒸気の換気をよくして行う」とは、室内の低所に排出設備等を設けることをいう。

(2) 「廃液をみだりに放置しないで安全に処理する」とは、廃液を容器に密封して貯蔵する等、可燃性蒸気の漏出を防ぐとともに、油分離装置及び中和装置等の設備を設け、危険物の流出を防止すること等をいう。

15 バーナー使用時の留意事項（条例第49条第1項第15号）

「逆火」の防止方法とは、バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法（プレパージ）と、バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法（ポストパージ）等がある。また、流出防止の方法としては、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、火災監視装置によりバーナーの不着時における燃料供給停止装置等による方法がある。

16 詰め替え時の留意事項（条例第49条第1項第16号）

本規定は、危険物の運搬以外に危険物を収納し、又は詰め替えを行う場合の容器について規定されている。なお、危険物の運搬については、法第16条に規定されており、その規定は指定数量未満の危険物にも適用され、危政令第28条から第30条までの基準によることとされている。

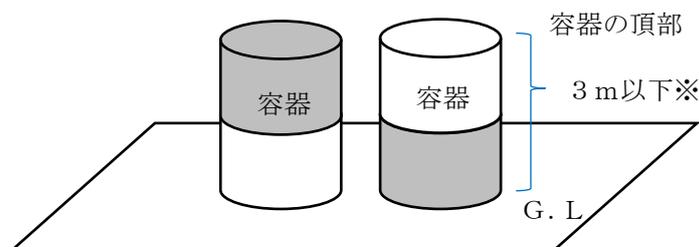
- (1) 「容器」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うためのもので、配管等の附属設備が設けられていないものをいう。
- (2) 「これと同等以上であると認められる容器」とは、危省令第39条の3第1項に規定する総務大臣が貯蔵又は取扱の安全上これと同等以上であると認めて告示した容器と同一の意味である。また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合であって、当該容器による貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められるときは、危省令第39条の3第1項ただし書きと同様の取扱いとすることができる。
- (3) 危省令第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示を行うこと。なお、一般的に使用されている金属製の缶等については、危険物保安技術協会が性能に関する確認試験を行っており、その試験に合格したものに対しては認定又は確認済証の表示がされているので、その表示の有無により、当該容器の適法性の有無が判断できる。（第3-3図参照）



第3-3図

17 容器の積み重ね高さ制限（条例第49条第1項第17号）

「高さ」の測定方法は、床面から最上段の容器の頂部までの高さとする。（第3-4図参照）



※ 第3石油類及び第4石油類のみであれば4 m以下までとすることができる。

第3-4図

第4款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準について（条例第49条第2項）

第49条第2項 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うにあたって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管

が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

【解釈及び運用】

1 標識及び掲示板（条例第49条第2項第1号）

(1) 「危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の表示」については、次によること。

ア 移動タンク以外のものにあつては、大きさが幅0.3m以上、長さ0.6m以上の地が白色の不燃性の板等に黒色の文字で「少量危険物貯蔵取扱所」と記載すること。

イ 移動タンク（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち、車両に固定されたタンクをいう。）の標識にあつては、0.3m平方の地が黒色の不燃性の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示すること。

(2) 「防火に関し必要な事項」については、危険物の性状に応じた防火上の記載事項を表示すること。

(3) 標識及び掲示板については、出入りするすべての人の目のつきやすい出入口付近等に設けること（出入口が複数存する場合には、必要に応じ複数設置すること。）。

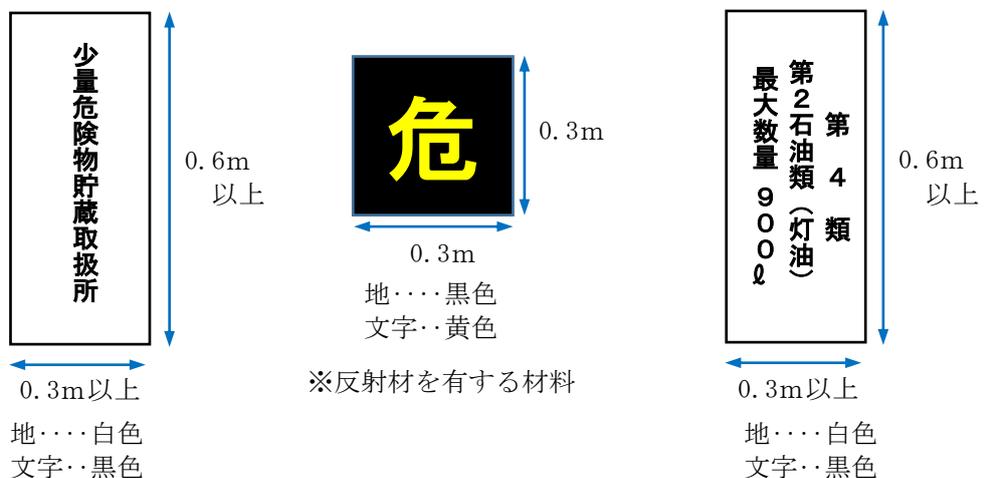
また、移動タンクにあつては、車両の前後から見やすい位置に設けること。

なお、具体的な標識及び掲示板については、下図のとおりとする。

ア 少量危険物貯蔵取扱所（第4-1図参照）

イ 少量危険物の移動タンク（第4-2図参照）

ウ 類、品名及び最大数量を掲示した掲示板の例（第4-3図参照）



第4-1図

第4-2図

第4-3図

エ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例

(ア) 「禁水」 (第4-4図参照)

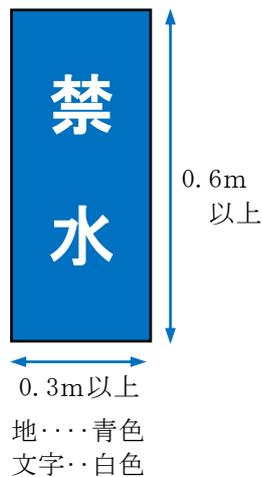
- a 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの
- b 禁水性物質 (第3類の危険物のうち危政令第1条の5の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すものをいう (カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。))

(イ) 「火気注意」 (第4-5図参照)

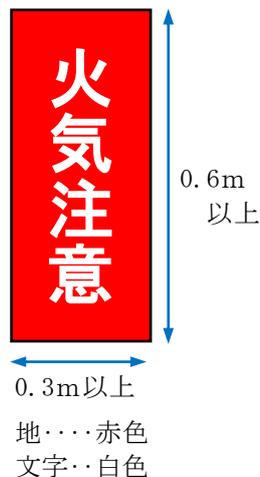
第2類の危険物 (引火性固体を除く。)

(ウ) 「火気厳禁」 (第4-6図参照)

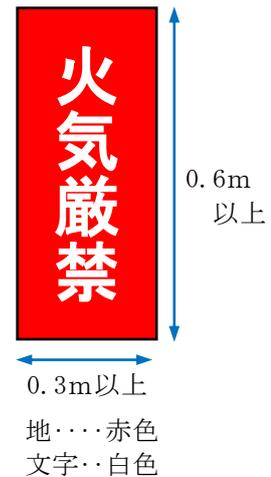
- a 第2類の危険物のうち引火性固体
- b 自然発火性物質 (第3類の危険物のうち危政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの及び黄りん、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムをいう。)
- c 第4類の危険物
- d 第5類の危険物



第4-4図



第4-5図



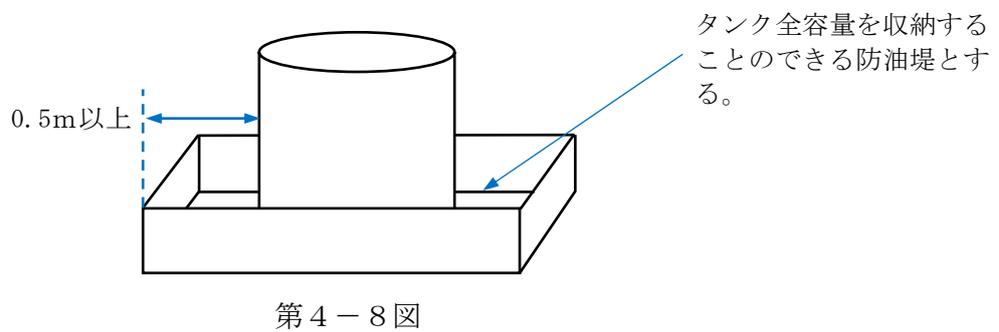
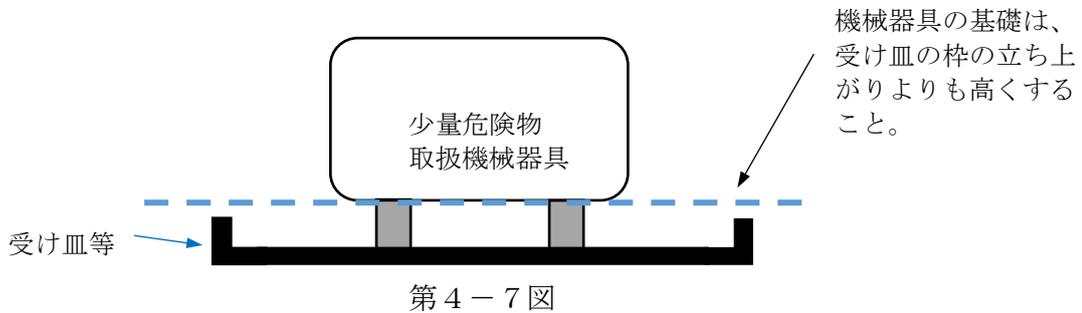
第4-6図

2 漏れ等の防止措置 (条例第49条第2項第2号)

- (1) 「漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し十分余裕をもった容量、強度及び性能等を有するように設計されたものであり、具体的には次のようなものが該当する。

ア タンク等の有効な位置に、戻り管を設けること。

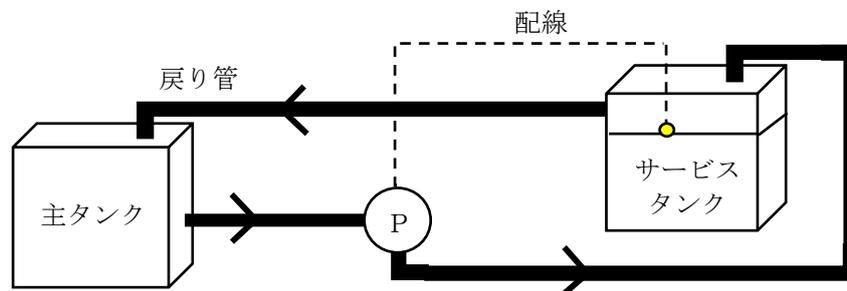
- イ 危険物を取り扱っている機械器具については、周囲に受け皿等を設けること。
 また、タンクについては側板から0.5m以上離れた周囲に防油堤等を設けること
 （第4-7図、第4-8図参照）。



- (2) 「附帯設備」とは、タンク及びポンプ類等に設けるフロートスイッチ、微圧スイッチ及び戻り管並びにそれらを組み合わせた二重安全装置等の機械装置や、かく拌装置等に設ける飛散防止用の覆い、ブース、受け皿、囲い及び逆止弁等が該当する。

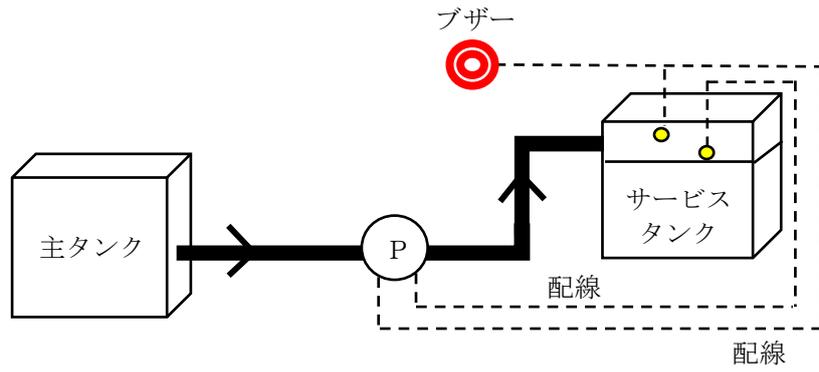
なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管の口径のおおむね1.5倍以上であること。

- ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けた例は、次のとおりである（第4-9図、第4-10図、第4-11図、第4-12図参照）。



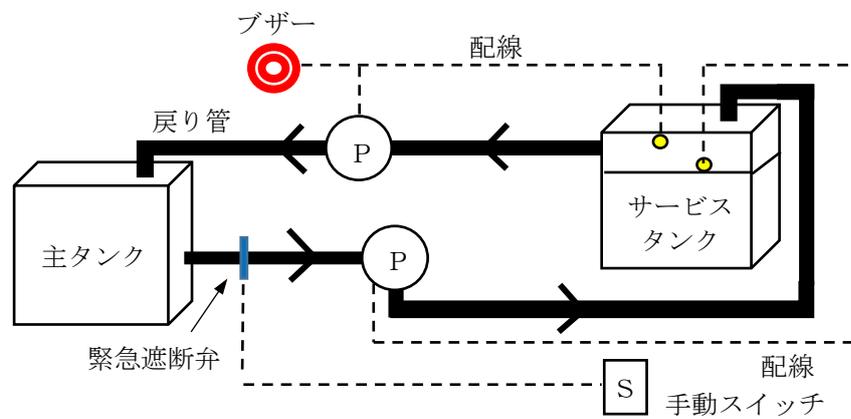
- ・ 定量以上になると送油ポンプ（P）が停止する。
- ・ 戻り管の高さ以上まで液面が上昇した場合、主タンクへ返油される。

第4-9図（フロートスイッチと戻り管を設けた例）



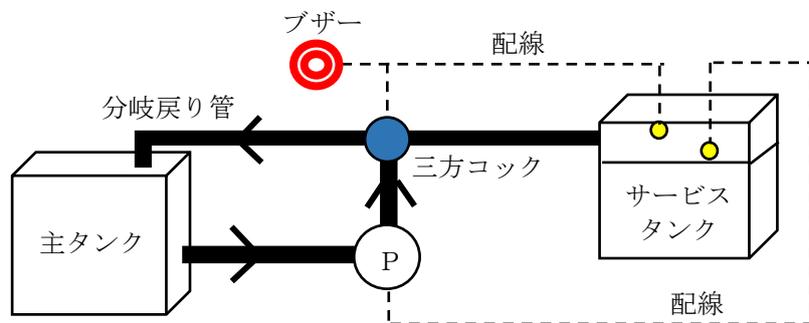
- ・液面が定量以上になると送油ポンプが停止する。
- ・液面が定量以上になるとブザーが鳴動する。

第4-10 図（フロートスイッチを二重に設けた例）



- ・液面が定量以上になると送油ポンプは停止し、返油ポンプが起動する。
- ・手動にて緊急遮断弁を閉鎖させ送油を停止させる。
- ・液面が定量以上になるとブザーが鳴動する。

第4-11 図（フロートスイッチ、強制戻り配管及び緊急遮断弁を設けた例）



- ・液面が定量以上になると三方コックが分岐戻り管の方へ開く構造

第4-12 図（フロートスイッチと分岐戻り管を設けた例）

3 温度管理（条例第49条第2項第3号）

「温度測定装置」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類、性状、使用形態及び測定温度範囲等を考慮し、安全かつ適正に温度変化を把握できるものを選定すること。

4 火気使用制限（条例第49条第2項第4号）

- (1) 「直火」とは、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、又は露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当する。
- (2) 「防火上安全な場所」とは、加熱し、又は乾燥する設備において、当該設備の中で危険物を取り扱う場所と直火を用いる場所とが、耐火構造又は不燃材料の壁等で防火的に区画されている場所等をいう。
- (3) 「火災を予防するための附帯設備」とは、次のようなものをいう。
 - ア 危険物の温度を引火点以下に自動的に制御できる装置（温度センサー等による自動制御装置）
 - イ 危険物の引火を防止できる装置（不活性ガス封入装置等）
 - ウ ニクロム線の保護管設備等

5 適正圧力の維持（条例第49条第2項第5号）

- (1) 圧力計は、常に見やすい位置に設けること。
- (2) 「有効な安全装置」とは、次のようなものが該当し設置対象設備の種類に応じて、適切なものを取り付けること。
 - ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
 - イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
 - ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの
- (3) 安全装置は、上昇した圧力を有効に放出できる能力を備えたものであること。

なお、必ずしも1個の安全装置で圧力を放出する必要はなく、設備の規模、取り扱う危険物の性状及び反応の程度等を考慮し、圧力を有効に減圧するのに必要な数の安全装置を設置すること。
- (4) 安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気等が放出するおそれがあるため、その設置場所は、通風の良い場所で、かつ、周囲に火気等のない安全な場所に設けること。

6 熱媒体の安全管理（条例第49条第2項第6号）

- (1) 「引火性の熱媒体」とは、一定の温度を作り出すために、直接火源により加熱するのではなく、加温された第4類第3石油類、第4石油類などに該当する引火性の液体（熱媒体）を介して加熱する間接加熱方法をとる場合の媒体となる物質をいう。
- (2) 「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、安全装置から配管等により、屋外の高所で周囲に火気等がない安全な場所又は冷却装置等に導く構造をいう。

7 電気設備（条例第49条第2項第7号）

「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通産産業省令第52号）をいう。

なお、電気設備の設置にあつては、次によること。

(1) 防爆構造の適用範囲

ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が40度以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

ウ 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない。）が滞留するおそれのある場合

(2) 危険場所の分類

ア 0種危険場所

危険雰囲気は通常の状態において、連続して又は長時間持続して存在する場所をいう。

(ア) 引火性液体の容器又は、タンク等の液面上部の空間部

(イ) 可燃性ガスの容器又は、タンク等の内部

イ 1種危険場所

通常の状態において、危険雰囲気を生成するおそれのある場所

(ア) 爆発性ガスが通常の使用状態でも集積するおそれがある場所

(イ) 修繕、保守の際に、しばしば爆発性ガスが漏えいする場所

ウ 2種危険場所

異常の状態において、危険雰囲気を生成するおそれのある場所をいう。

(ア) 容器又は、設備が事故により破損したり、誤操作によって爆発性ガスが漏出するおそれのある場所

(イ) 爆発性ガス及び蒸気が集積しないように換気装置等が設けられているが、その装置の故障や事故等で危険になるおそれのある場所

(ウ) 1種危険場所の周辺又は、隣接する室内で爆発性ガスが侵入し、危険になるおそれのある場所

(3) 電気機器の防爆構造の選定

危険場所（0種、1種及び2種危険場所）に設置する電気機器の防爆構造は、構造規格（電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）により規定するもの。）又は技術的基準（構造規格に規定するものと同等以上の防爆性能を有するものの、技術的基準（IEC規格79関係）に適合するものとして厚生労働省労働基準局長が通達により規定するもの。）に適合するものであること。

なお、選定は第4-1表を原則とするが、1種危険場所に安全増防爆構造又は油入防爆構造の電気機器を設置する場合には、技術的基準に適合するもの（Ex e、Ex o）を設置するよう指導する。

また、通常において著しく可燃性蒸気等が発生又は滞留する場所は、0種危険場所として取扱い、設置する電気機器は本質安全防爆構造（i、Ex ia）のものとするよう指導する。

第4-1表 電気機器の防爆構造の選定

電気機器の防爆構造の種類と記号		使用に適する危険場所の種別		
準拠規格	防爆構造の種類及び記号	0種	1種	2種
構造規格	本質安全防爆構造 ia	○	○	○
	本質安全防爆構造 ib	×	○	○
	樹脂充てん防爆構造 ma	○	○	○
	樹脂充てん防爆構造 mb	×	○	○
	耐圧防爆構造 d	×	○	○
	内圧防爆構造 f	×	○	○
	安全増防爆構造 e	×	△	○
	油入防爆構造 o	×	△	○
	非点火防爆構造 n	×	×	○
	特殊防爆構造 s	—	—	—
技術的基準	本質安全防爆構造 Exia	○	○	○
	本質安全防爆構造 Exib	×	○	○
	耐圧防爆構造 Exd	×	○	○
	内圧防爆構造 Exp	×	○	○
	安全増防爆構造 Exe	×	○	○
	油入防爆構造 Exo	×	○	○
	特殊防爆構造 Exs	—	—	—

備考1 表中の記号○、△、×、—の意味は次のとおりである。

○ 印：適するもの

△ 印：法規では容認されているが避けたいもの

× 印：法規には明記されていないが適さないもの

— 印：適用されている防爆原理によって適否を判断するもの

- 2 特殊防爆構造の電気機器は、他の防爆構造も適用されているものが多く、防爆構造によって使用に適する危険場所が決定される。

- (4) 防爆構造電気機械器具型式検定合格証と防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく防爆構造電気機械器具型式検定に合格した防爆構造の電気機械器具には「防爆構造電気機械器具型式検定合格証」が交付されるとともに、当該器具に「防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章」が貼付される。

なお、当該検定に合格した電気機械器具は、電気工作物に係る法令に適合したのものとして同様に取り扱っても支障はない（第4-13 図、第4-14 図参照）。

防爆構造電気機械器具型式検定合格証

申請者					
製造者					
品名					
型式の名称					
防爆構造の種類					
対象ガス又は蒸気の 発火度及び爆発等級					
定 格					
使用条件					
型式検定合格番号					
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	印		
	年 月 日から	年 月 日まで	印		
	年 月 日から	年 月 日まで	印		
	年 月 日から	年 月 日まで	印		

機械等検定規則による型式検定に合格したことを証明する。

年 月 日

型式検定実施者

印

第4-13 図 (検定合格証の例)

<p>労 (年 月) 検</p>
<p>型式検定合格番号</p>
<p>型式検定合格証の交付 を受けた者又はその承 継人の氏名又は名称</p>

第4-14 図 (検定合格標章の例)

8 静電気の除去（条例第49条第2項第8号）

(1) 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う混合設備及び充てん設備等が該当する。また、静電気を発生しやすい危険物とは、主に第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類が該当する。

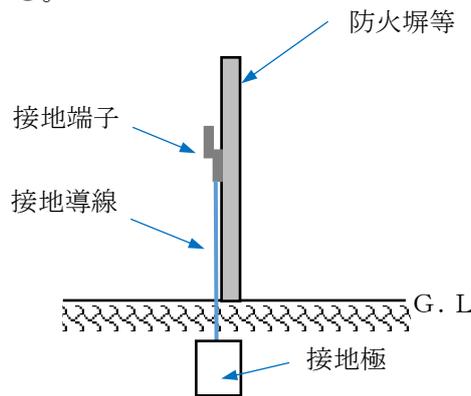
(2) 「静電気を有効に除去する装置」とは、下記に示すような方法がある（第4-15図参照）。

ア 危険物を取り扱う設備を接地（アース）することにより、静電気を除去する。

イ 加湿装置を設け、空気中の湿度を75%以上とする。

ウ 空気をイオン化する。

エ 流速を制限する。



第4-15図（帯電防止用接地電極の例）

9 配管（条例第49条第2項第9号）

(1) 条例第49条第2項第9号アからウの配管材料の例としては、第4-2表に掲げるものの他、次のものがある。また、その他の特殊な材質で造られた配管の使用に関しては、その安全性を確認するとともに申請者と十分な協議の上、その使用の可否について判断すること。

ア 強化プラスチック製配管に係る管及び継手は、JIS K7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力等に応じて、適切に選択されるものであること。

イ 強化プラスチック製配管は、呼び径100A以下のものであること。

ウ 強化プラスチック製配管において取り扱う危険物の種類は、自動車用ガソリン（JIS K2201「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）、灯油、軽油及び重油（JIS K2205「重油」に規定するもののうち一種に限る。）であること。

エ 強化プラスチック製配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、蓋を鉄製又はコンクリート製等とした地下ピットに接地することも認められる。

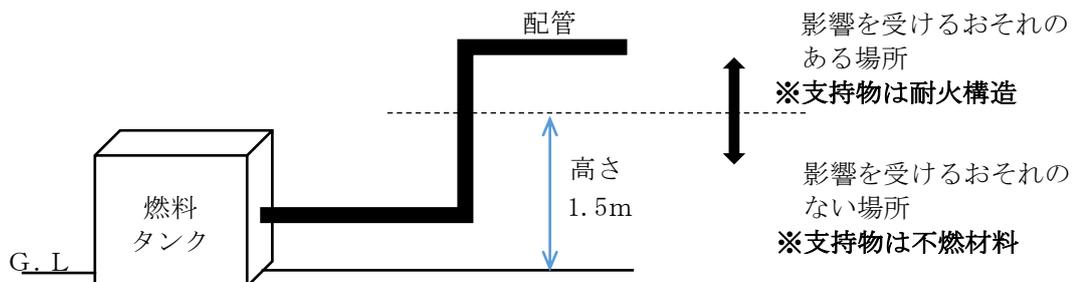
オ 強化プラスチック製配管の接続方法や埋設方法については、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（平成10年3月11日付け消防危第23号通知）に準じて施工すること。

第4-2表 配管材料

規格番号	種類	記号例
G3101	一般構造用圧延鋼材	SS
G3103	ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB、SB-M
G3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
G3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
G3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
G3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
G3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
G3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY400
G3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SYS×××TP
G3460	低温配管用鋼管	STPL
G4304	熱間圧延ステンレス鋼鋼管及び鋼帯	SUS
G4305	冷間圧延ステンレス鋼鋼管及び鋼帯	SUS
G4312	耐熱鋼板	SUH、SUS
H3300	銅及び銅合金継目無管	C××××T、TS
H3320	銅及び銅合金溶接管	C××××TW、TWS
H4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A××××TE、TES A××××TD、TDS
H4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A××××TW、TWS
H4630	チタン及びチタン合金の継目無管	TTP

(2) 条例第49条第2項第9号ウのただし書きにある「当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所」とは次による。

ア 配管の支持物が、高さが1.5m以下で不燃材料により設置されている場合（第4-16 図参照）



第4-16 図

イ 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置された、不燃材料で造られたもので、次のいずれかである場合。

(ア) その支持する配管のすべてが高引火点危険物を100度未満の温度で取り扱うもの。

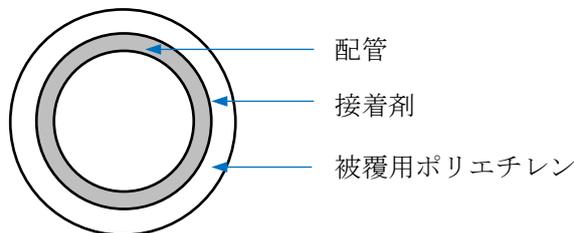
(イ) その支持する配管のすべてが引火点40度以上の危険物を取り扱う配管であつて、周囲に火気等を取り扱う設備の存しないもの。

(ウ) 周囲に危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備及び火気等を取り扱う設備の存しないもの。

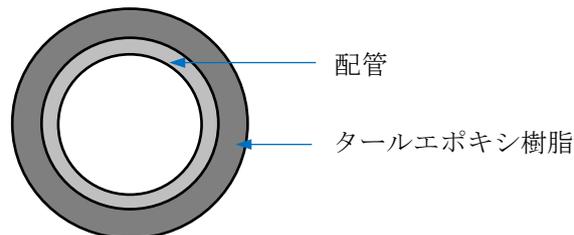
ウ 火災時に配管の支持物の変形を防止するため、有効な散水設備を設けた場合

(3) 条例第49条第2項第9号エの「腐食を防止するための措置」とは、電氣的腐食のおそれのある場所においては塗覆装又はコーティング及び電気防食措置、それ以外の場所においては塗覆装又はコーティングによる防食措置が該当する。

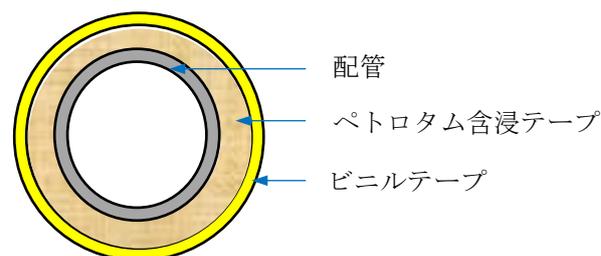
なお、「設置される条件の下で腐食するおそれのないもの」には、地下に埋設された強化プラスチック製配管、地上又は地下ピット内に設置された金属製配管（露出配管）のうち銅管及びステンレス鋼管等のさびにくい材質で造られたもの。また、亜鉛メッキ鋼管及び合成樹脂被覆鋼管等製造段階において腐食を防止する措置が講じられているものが該当する（第4-17図、第4-18図、第4-19図参照）。



第4-17図 合成樹脂被覆による防食措置の例

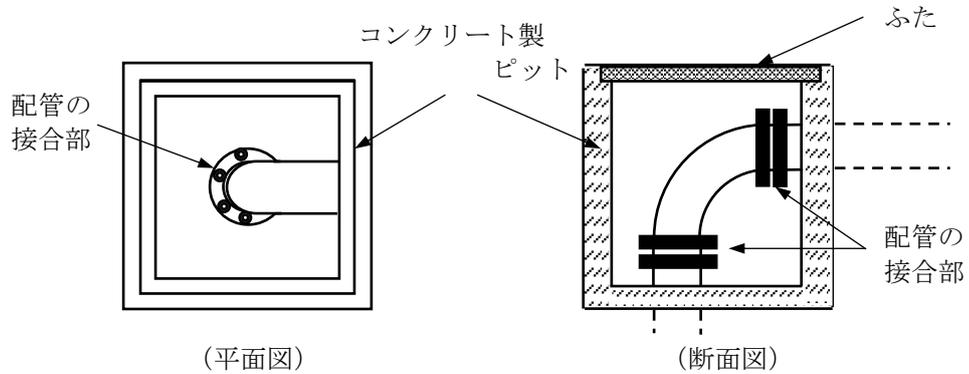


第4-18図 防食塗料による防食措置の例



第4-19図 防食テープによる防食措置の例

- (4) 条例第49条第2項第9号オの「配管の接合部分」で溶接以外の方法で接合されている場合には、「危険物の漏えいを点検することができる措置」として、当該部分をコンクリート製のピット（ふた付き）内に設置し、目視による点検ができるようにすること（第4-20図参照）。



第4-20図 接合部をピット内に設けた例

- (5) 条例第49号第2項第9号カの「その上部の地盤面にかかる重量が当該配管に係かからないように保護する」とは、配管の構造に対して支障をおよぼさないように堅固で耐久力のある構造のコンクリート製の管等に収めることが該当する。

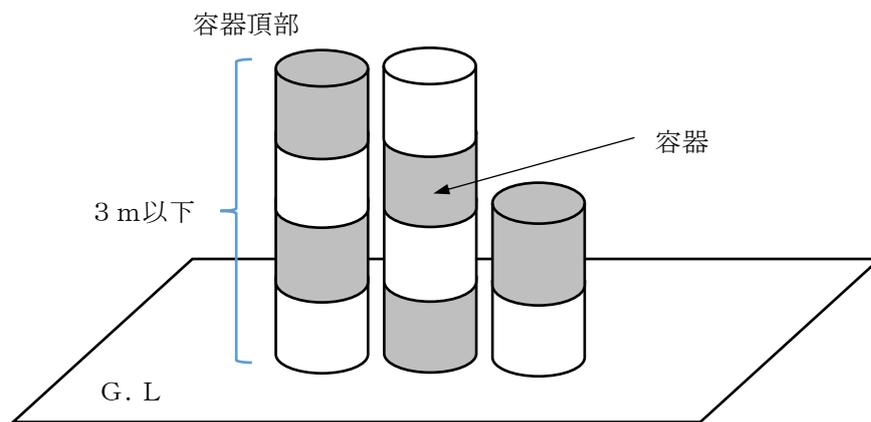
第5款 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について（条例第50条）

第50条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

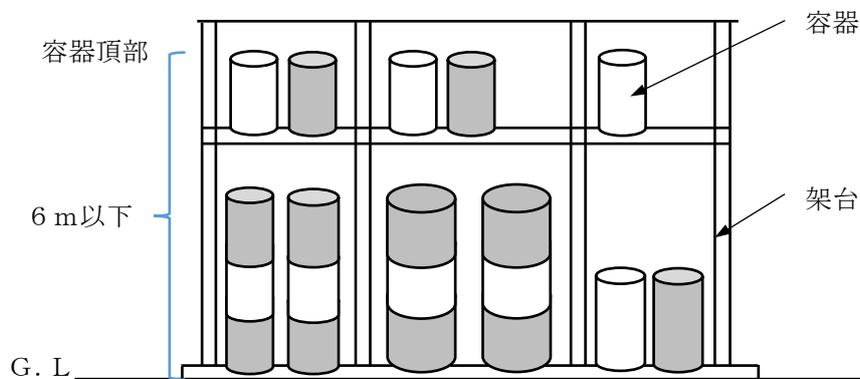
【解釈及び運用】

1 容器を積み重ねる架台の高さ制限（条例第50条第1項）

容器を積み重ねる場合は第49条第1項第17号において3m（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみの場合にあつては4m）以下とされているが、容器を架台において貯蔵する場合は、架台上の容器の頂部までの高さを6m以下とすることができる（第5-1図、第5-2図参照）。



第5-1図 容器を積み重ねた例



第5-2図 容器を積み重ねた例

第50条第2項 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空き地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

【解釈及び運用】

2 位置、構造及び設備の技術上の基準（条例第50条第2項）

- (1) 危険物を取り扱う屋外の場所の周囲に設ける空き地（条例第50条第2項第1号）

「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界には、排水溝、囲い又は柵等を設け、範囲を明確に示し、その範囲の周囲をいう。

「空き地を保有」とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、設置者等が所有権又は借地権等を有していること。

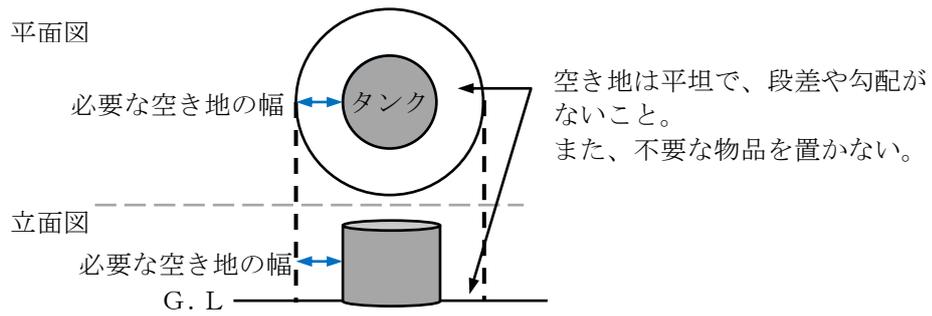
「防火上有効な塀」とは、次による（第5-3図、第5-4図参照）。

ア 不燃材料以上の防火性能を有した材料で造られたもの。

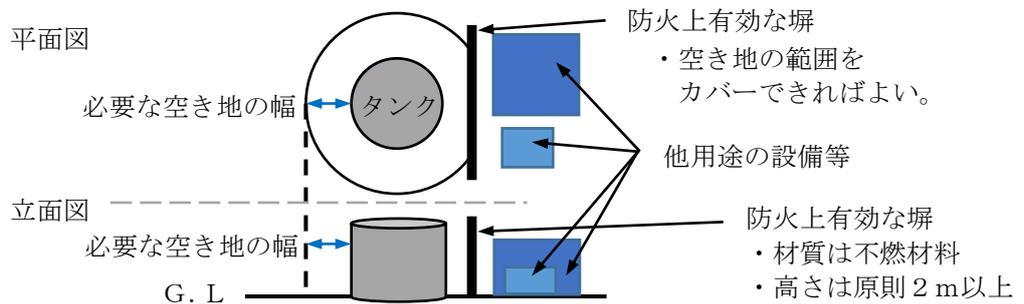
イ 高さは概ね2m以上とするが、周囲に隣接する建築物等の状況によっては、防火上必要と認められる高さとする。

ウ 塀を設けなければならない幅は、空き地を設けられない部分を十分に遮へいできる範囲のものであること。

エ 構造は、風圧及び地震動等により容易に倒壊又は破損しないもの。



第5-3図 空き地を設けた例



第5-4図 防火上有効な塀を設けた例

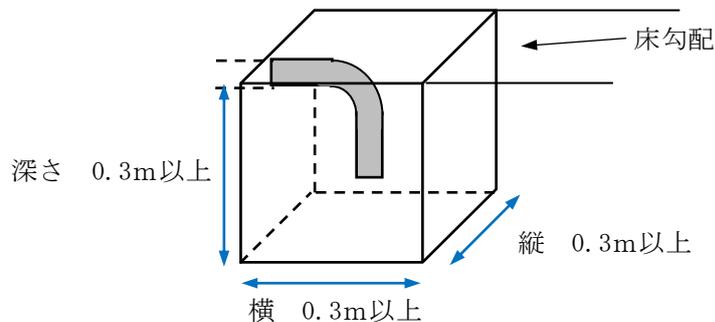
(2) 液状の危険物を取り扱う設備の地盤面の構造等（条例第50条第2項第2号）

液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その周囲に危険物の流出を防ぐための囲いを設ける等の措置及び地盤面に浸透しないためのコンクリート舗装等の措置を講じる必要がある。

また、流出した危険物を確実に一箇所に集め、その危険物を外部に流出させないために、地盤面に適当な傾斜、ためます（貯留設備）及び油分離装置（2連式以上）を設けなければならない（第5-5図参照）。

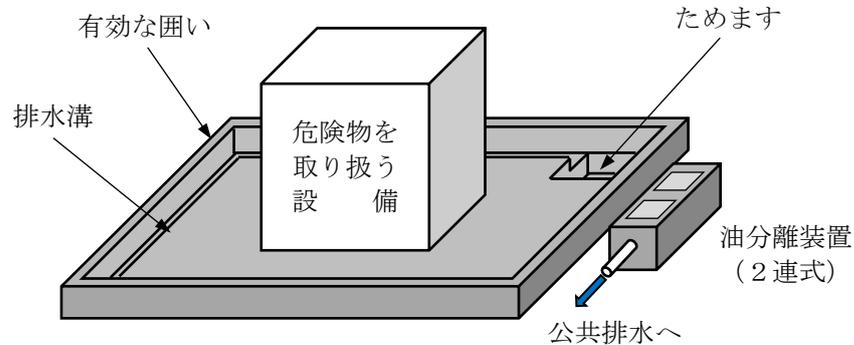
ア 「適当な傾斜」とは、漏れた危険物がためます等の方向へ円滑に流れる程度の勾配をいう。

イ 「ためます」の大きさは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものとし、小規模のものであったとしても、縦、横及び深さを各0.3m以上とすること。



第5-5図 ためます（貯留設備）の例

- ウ 「同等以上の効果があると認められる措置」とは、次のようなものがある。
- (ア) 危険物を取り扱う設備の周囲に、十分な容量を有する排水溝を設けること。
 - (イ) 設備及びその架台自体の周囲に、有効な囲い（防油堤）を設けること。
- （第5－6図参照）



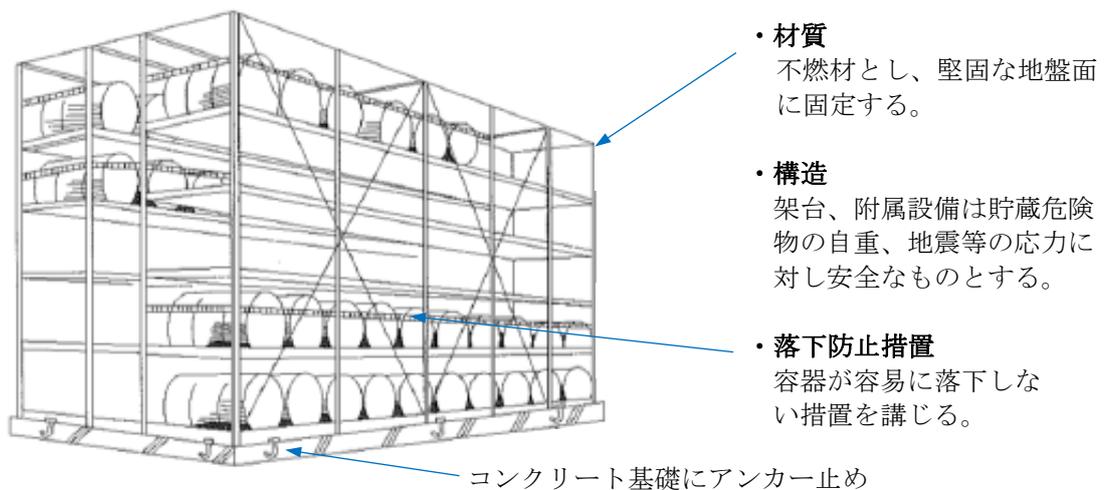
第5－6図 危険物を取り扱う設備の周囲に有効な囲い及び排水溝を設けた例

(3) 架台の構造（条例第50条第2項第3号）

「堅固に造る」とは、材料を不燃材料とし、架台の自重及び貯蔵する危険物の重量をあわせた重量に対して十分な強度を有し、地震等の災害によって変形又は破損しない構造で造ることをいい、大規模な架台等で、必要と認めるときには、構造計算書等により、安全性の確認を必要とする。

なお、固定方法等については、次によることとする。

- ア 架台は、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定すること。
- イ 架台には、収納された容器が容易に転落しないような措置を講じること。



第5－7図 架台の構造例

第6款 屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について（条例第51条）

第51条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

【解釈及び運用】

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の構造（条例第51条第1項第1号）

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の壁、柱、床及び天井（天井がない場合には、はり及び屋根。）は、不燃材料（必要に応じて耐火構造。）で造られているか、又は覆われていなければならない。

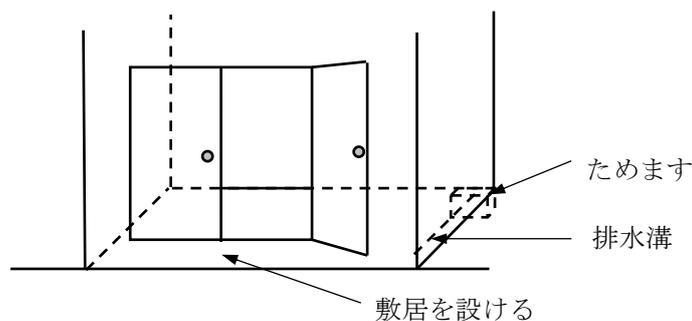
2 窓及び出入口（条例第51条第1項第2号）

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の窓及び出入口は、防火設備とすること。

なお、防火設備に用いるガラスは、災害発生時における被害の拡大防止及びガラスの飛散を防止するため網入りガラスとすること。

3 床の構造（条例第51条第1項第3号）

「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること（第6-1図参照）。



第6-1図 流出防止措置の例

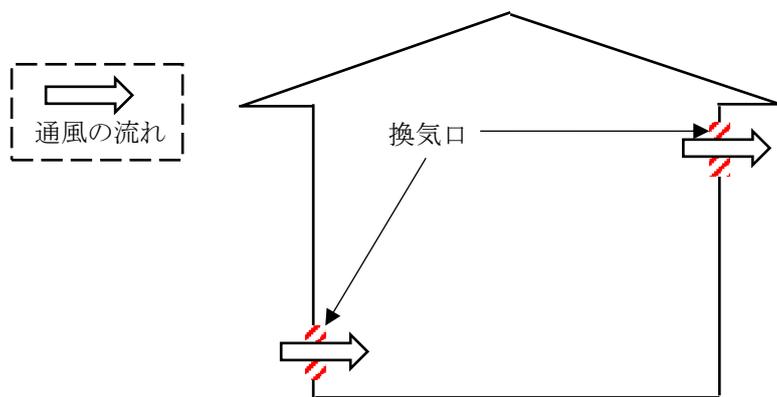
4 架台の構造（条例第51条第1項第4号）

架台については、第50条第2項第3号の例による。

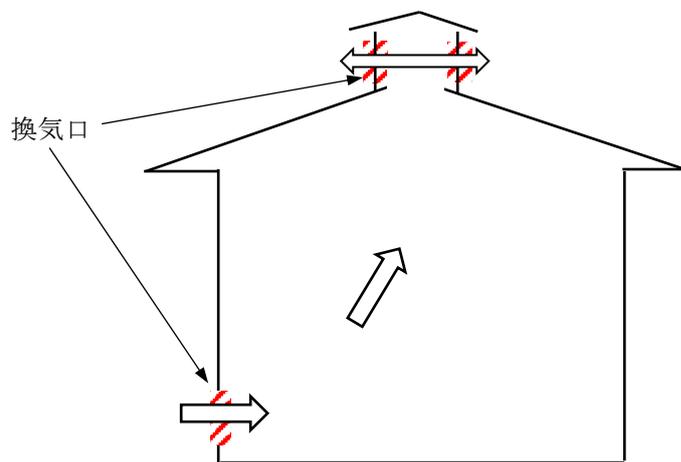
5 採光、照明及び換気設備（条例第51条第1項第5号）

採光及び照明については、照明設備が設置され、作業のための十分な照度が得られるのであれば、採光を設けないことができる。また、採光のための窓等により十分な採光が得られ、夜間の取扱い等がない場合には、照明設備を設けないことができる。

換気設備については、給気口と排気口により構成された自然換気設備でよいものとする（動力換気設備でも可。）（第6-2図、第6-3図参照）。



第6-2図 自然換気設備の例（その1）



第6-3図 自然換気設備の例（その2）

6 強制換気設備（条例第51条第1項第6号）

- (1) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場所には、蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出するための設備を設けなければならない。なお、耐火構造としなければならない壁を排出ダクトが貫通している場合には、その貫通部に防火ダ

ンパーを設けること（第6-4図、第6-5図、第6-6図参照）。

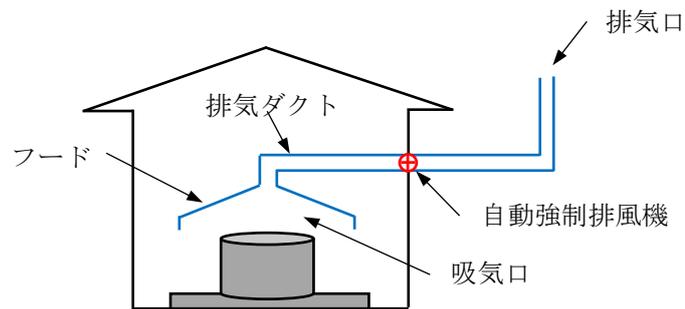
「屋外の高所」とは、概ね2m以上の高さとし、排気口を開口部から1m以上離して設置すること。

なお、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場所には、次のような場所が該当する。

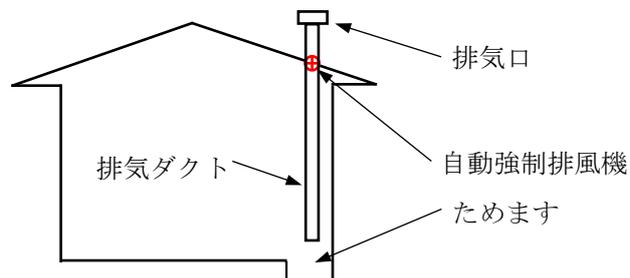
ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所

イ 引火点が40度以上であっても、その危険物の引火点以上の温度で貯蔵し、又は取り扱う場所

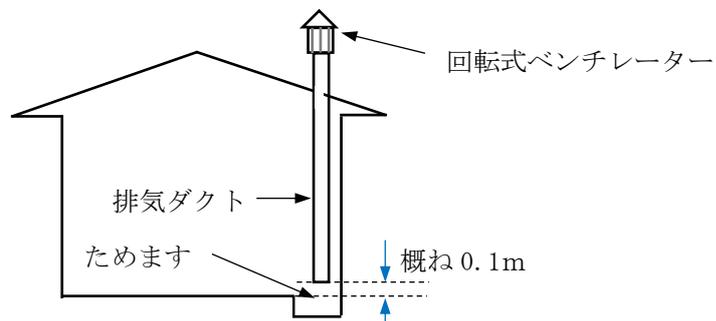
ウ 危険物を露出して取り扱う設備を有する場所



第6-4図 自動強制排出設備の例（その1）



第6-5図 自動強制排出設備の例（その2）



第6-6図 強制排出設備の例

(2) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備と強制換気設備を併用する必要はないものとする。

第7款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。以下この款において同じ。）の位置、構造及び設備の技術上の基準について（条例第52条）

第52条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

【解釈及び運用】

1 漏えい防止（条例第52条第1項）

「タンクの容量を超えてはならない」とは、危険物の取扱い時における、過剰注入等の誤操作及び地震動による危険物の漏えい等を防止することができる構造とすること。

第52条第2項 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

(4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

(5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

【解釈及び運用】

2 タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準（条例第52条第2項）

(1) タンクの材質及び試験方法（条例第52条第2項第1号）

液体の危険物を貯蔵するタンクを作成する場合の材質及び試験方法について定められている。

本号の表中に、タンク容量に応じて鋼板で造る場合の最小板厚（本号条文参照）が定められており、鋼板以外の材料で造る場合には、鋼板で造られるものと同等以上の機械的性質を有する材料及びその板厚を確保し、気密に造ること。

鋼板以外の材料とは、ステンレス鋼及びアルミニウム合金等の金属が想定されるが、これらを使用する場合の最小板厚は、次の式により算出された数値以上の金属板厚とすること。

$$t = \frac{400}{\sigma} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

t₀ : タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ (mm)

第7-1表 主な金属板の最小板厚例（単位mm）

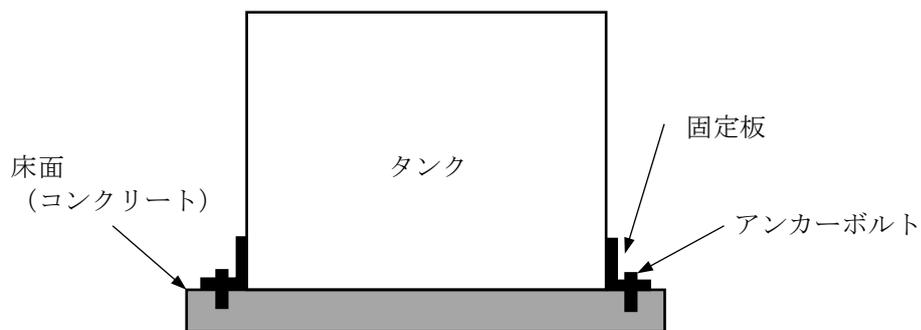
材質名	JIS 記号	引張 強さ (N/mm ²)	容 量						
			400 以下	400 を超え 1000 以下	1000 を超え 2500 以下	2500 を超え 5000 以下	5000 を超え 10000 以下	1,0000 を超え 2,0000 以下	2,0000 を超え るもの
一般圧 延鋼板	SS400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステン レス鋼 板	SUS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SUS316								
アルミ ニウム 合金板	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5083 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
アルミ ニウム 板	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

また、その他の材料で、上記の金属板等と同等以上の機械的性質及び溶接性を有する材料としてその安全性が確保されている場合には、その使用を認めて差し支えないが、圧力タンク以外のタンクにあっては水張試験、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ又は変形しないものであること。

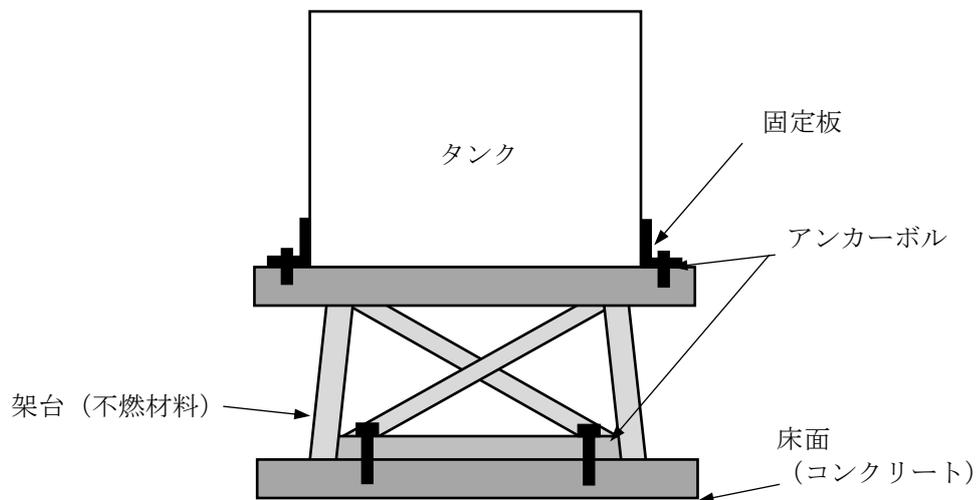
なお、当該試験は設置者又は製造者等の自主検査でも差し支えないが、設置者等の申し出により、消防本部でタンク検査を実施することができる。

(2) 転倒防止措置（条例第52条第2項第2号）

「地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設ける」とは、コンクリート又は鉄筋コンクリート若しくは不燃材料で造った堅固な基礎又は架台上に設けられ、アンカーボルト等で固定された状態をいう（第7-1図、第7-2図参照）。



第7-1図 基礎上に固定した例



第7-2図 架台上に固定した

(3) 腐食防止措置 (条例第52条第2項第3号)

「さび止めのための措置」とは、さび止め塗料等の塗装や、コーティング等の方法がある。

アルミニウム合金、ステンレス鋼その他腐食しにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。

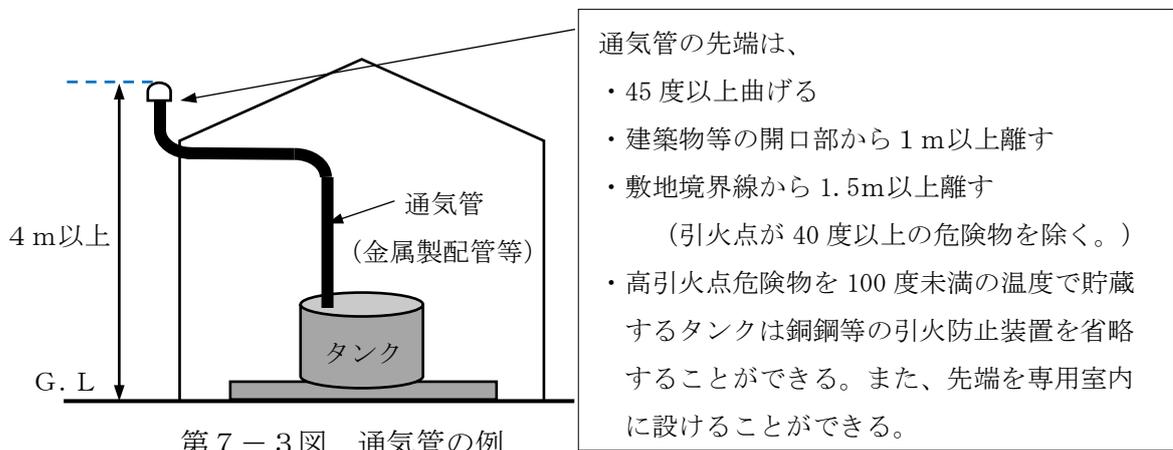
(4) 安全装置及び通気管 (条例第52条第2項第4号)

ア 「安全装置」は、第4款5(2)と同様の構造とすること。

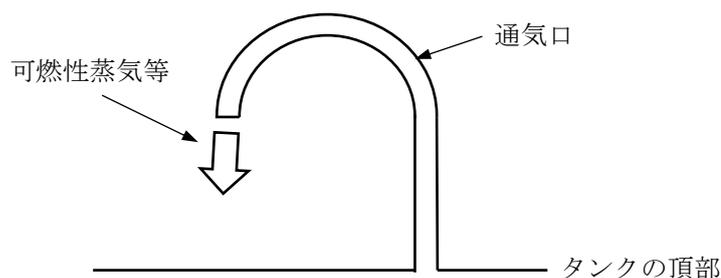
イ 引火点が40度未満の危険物(引火点以上の温度に加熱されている危険物を含む。以下同じ。)を貯蔵、又は取り扱うタンクには、通気管を設けること。

なお、引火点が40度以上の危険物を貯蔵、又は取り扱うタンクについては、通気口を設けること。

タンクの内圧を大気圧と同じ状態にするため、常に通気管で開放状態にするものと、内圧が一定の圧力になると作動するものがあり、危険物の性質に応じて取り付ける必要がある。また、雨水等の進入を防止するため、先端を水平より下方に45度以上曲げる等の措置を講じること(第7-3図、第7-4図参照)。



第7-3図 通気管の例



第7-4図 通気口の例

(5) 通気管の引火防止措置（条例第52条第2項第5号）

引火点が40度未満の危険物のタンクに設ける通気管等の引火防止措置として、先端付近に40メッシュ以上の網を設けること。

(6) 自動液量計（条例第52条第2項第6号）

「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、フロート式液面計及び電気式計量装置等がある。なお、ガラス管（連通管式等）を用いるものは原則として使用できないが、硬質ガラス管を金属管で保護し、かつ、硬質ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置を設けた場合には、十分な協議の上、安全性が確認できたものであれば、その使用を認めて差し支えない。

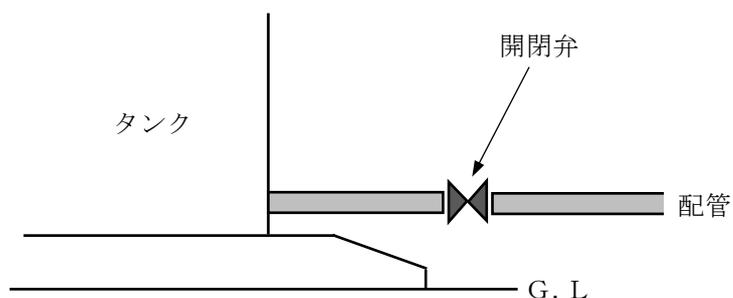
(7) 注入口（条例第52条第2項第7号）

「注入口」の位置及び構造等の規定であり、位置は、貯蔵している危険物の性質及び周囲の状況等（火気使用の有無及び可燃性蒸気の滞留危険等）を十分考慮して、火災予防上安全な場所に設置すること。また、危険物を荷卸しするローリーの寸法を想定し、その寸法以上の空き地に面して設けること。

注入口には、可燃性蒸気の漏えい、異物の混入等を防止するため、弁又はふた等を設けること。

(8) タンク直近の開閉弁（条例第52条第2項第8号）

「開閉弁」は、危険物の漏えい等の事故が発生した場合、配管による危険物の移送を停止するために、配管のタンクに直近の位置に設けること（第7-5図参照）。

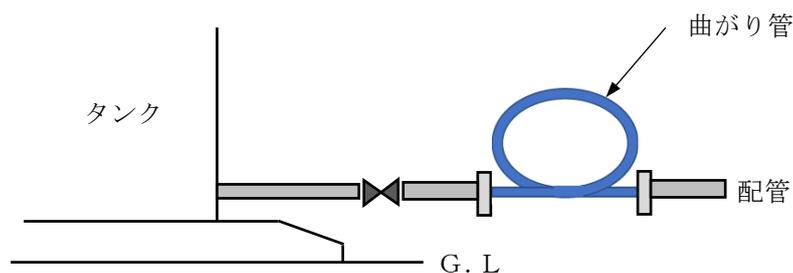


第7-5図 タンク直近に開閉弁を設置した例

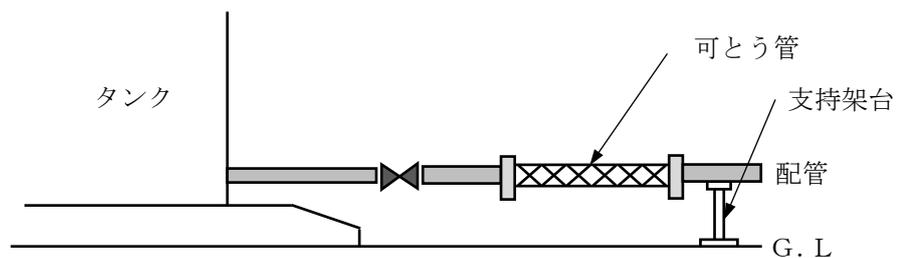
(9) 配管の損傷防止（条例第52条第2項第9号）

「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置する」とは、地震等によりタンクと配管の結合部に作用する変位等に対して結合部が損傷しないようにすることを目的としており、このための措置としては、配管に適切な曲がり管又は可とう管（フレキシブル配管）を設置する方法がある。

なお、可とう管（フレキシブル配管）を設置した場合、継手は自重等による変形を防止するため、必要に応じ適切な支持架台により支持すること（第7-6図、第7-7図参照）。



第7-6図 タンクの直近に曲がり管を設置した例



第7-7図 タンクの直近に可とう管（フレキシブル配管）を設置した例

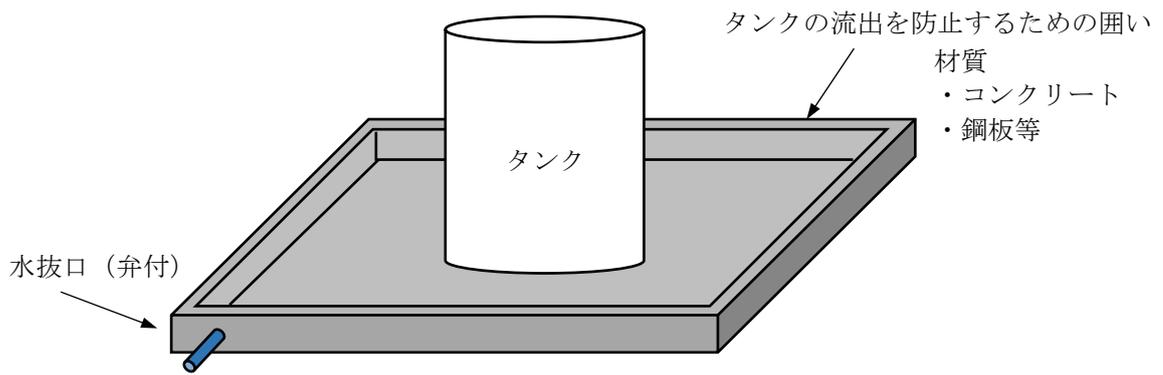
(10) 流出防止措置（条例第52条第2項第10号）

「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とは、危政令で定められた屋外タンク貯蔵所における防油堤と必ずしも同等である必要はないが、コンクリート又は鋼板等の不燃材料で漏れた危険物が外部に流出しない構造とする必要がある。また、屋内のタンクの場合は、タンク室の出入口等の敷居を高くするか、出入口付近に堰（せき）を設けることとし、その他ではタンクの周囲に屋外のものと同程度の囲いを設ける等の方法がある。

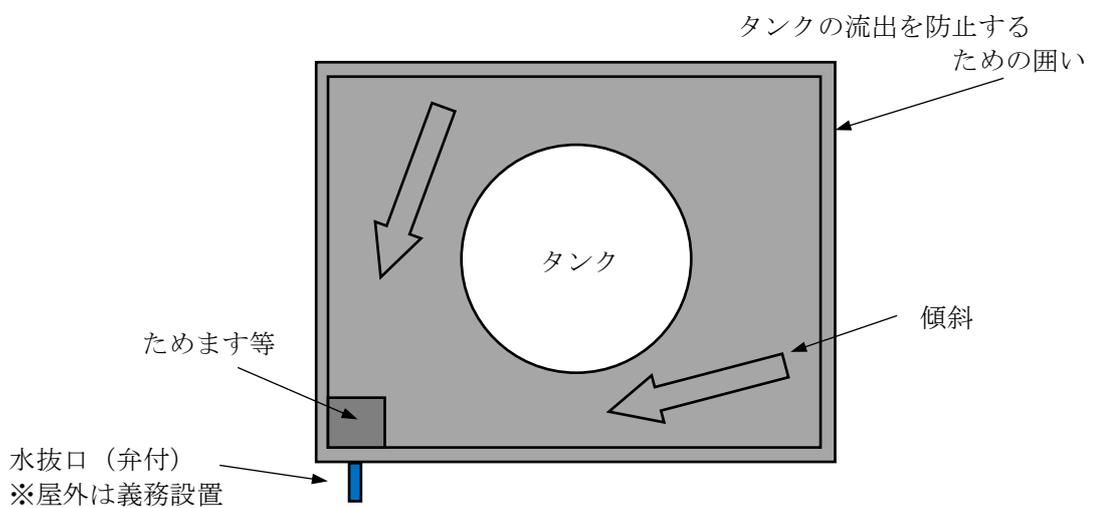
タンクの周囲の囲いは、次の点に注意して設けること（第7-8図、第7-9図参照）。

ア タンク（複数のタンクを同一の囲いの中に設ける場合は、最大タンクの容量。）の全容量を収容できるものであること。

イ 屋外のタンクの囲いには水抜口を設けること。なお、水抜口の外側にはタンクの直近に弁を設けること。



第7-8図 屋外タンクの囲いの例



第7-9図 タンクの囲いの例 (平面図)

(11) 屋外タンクの底板の腐食防止措置 (条例第52条第2項第11号)

「底板の外面の腐食を防止する措置」とは、アスファルトサンドの敷設や、底板外面へのコールタールエナメル塗装等の方法による措置をいうもの。なお、単なるさび止め塗装はこれに該当しない。

**第8款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上基準
について（条例第53条）**

第53条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

【解釈及び運用】

1 漏えい防止措置（条例第53条第1項）については、第7款1と同様に運用する。

第53条第2項 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲には、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査するための管を2箇所以上適当な位置に設けること。

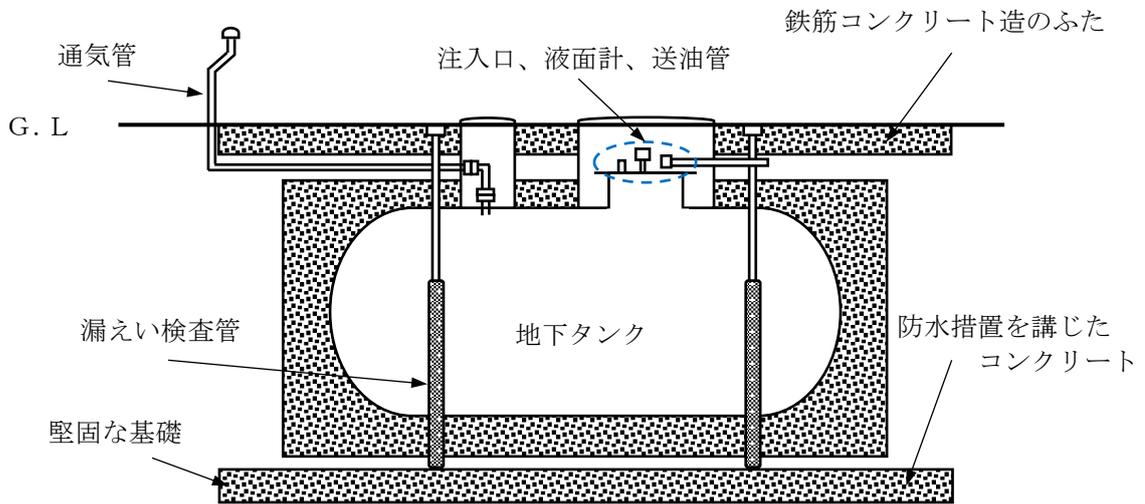
【解釈及び運用】

2 地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準（条例第53条第2項）

- (1) 地下タンクの埋設方法（条例第53条第2項第1号）

地下タンクは、原則として地盤面に設けられたコンクリート造等のタンク室内に設置すること。ただし、次による場合はこの限りでない。

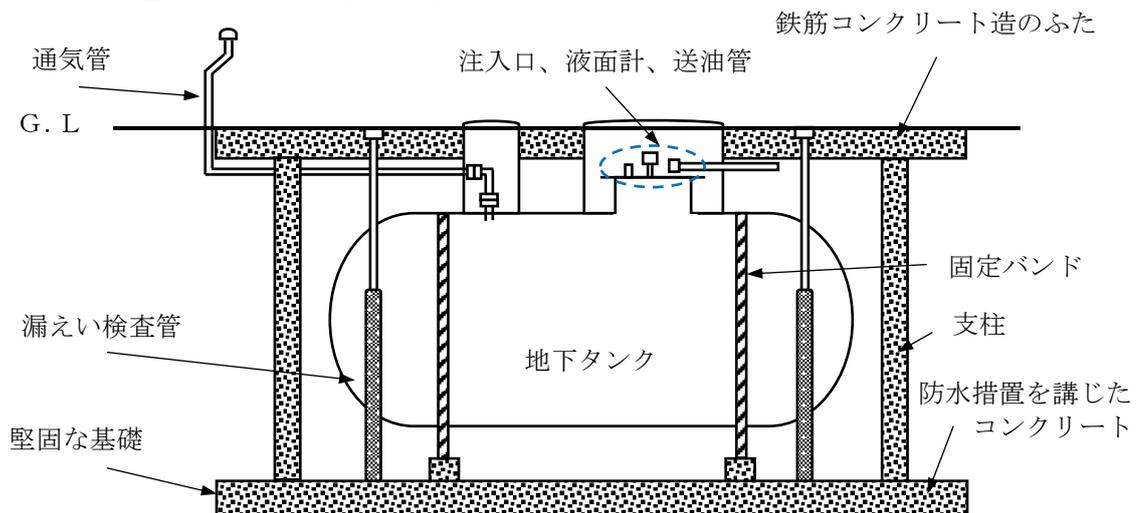
ア 危険物の漏れを防止することができる構造（危省令第24条の2の5で規定された構造を準用。）（第8-1図参照）。



第8-1図 危険物の漏れを防止することができる構造例

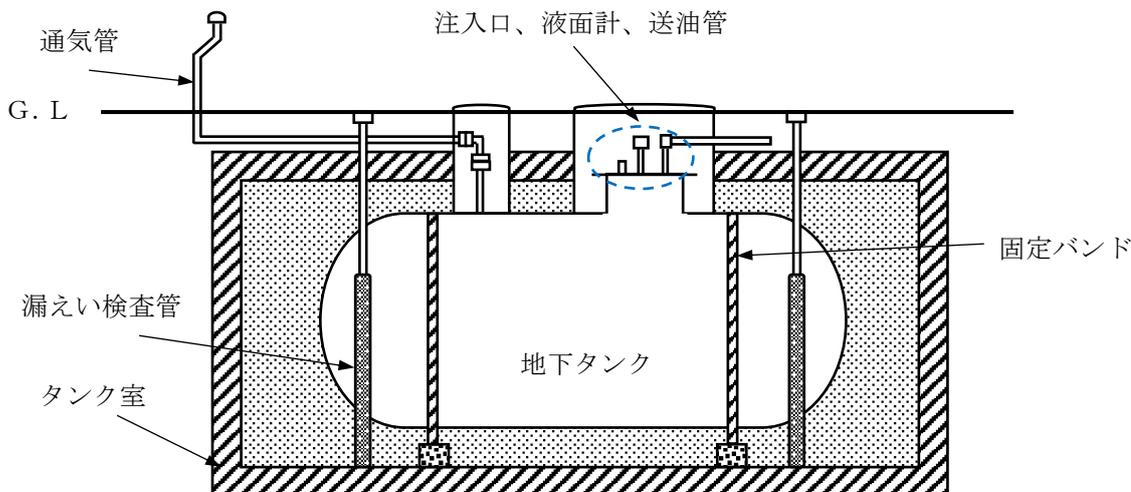
イ タンクを二重殻タンクとするもの（危政令第13条第2項で規定された構造を準用。）。

ウ 第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により保護されている構造（第8-2図参照）。



第8-2図 タンク室を省略した構造例（直接埋設）

なお、タンク室の構造は、厚さ0.2m以上のコンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造とし、雨水や地下水が侵入しないように防水措置を施すこと（第8-3図参照）。



第8-3図 タンク室に設置した構造例

(2) 従荷重による損傷防止（条例第53条第2項第2号）

「直接荷重がかからないようにふたを設ける」とは、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造のふたを設け、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等により、当該ふたを支えるもの。ただし、タンク周囲の地盤によってふたを支えることができると認められる場合は、この限りでない。

支柱及びふたはその上を通過する自動車等の荷重に十分耐えられるものであること。従って、自動車等が通過しない場所については、厚さや強度の特別な規定はない。

(3) タンクの基礎（条例第53条第2項第3号）

ア 「地下タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること」とは、タンクを直接基礎に固定するのではなく、締め付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。なお、締め付けバンド及びアンカーボルト等にもさび止め塗装等の措置が必要となる。

イ タンクとタンク室との間には、0.1m以上の間隔をとり、当該タンク室内には、乾燥砂又は人工軽量骨材を充てんすること。なお、施工の際、雨水や地下水が侵入しないように十分注意すること。

(4) タンクの構造（条例第53条第2項第4号）

地下タンクは少量危険物を貯蔵するものであっても、指定数量以上の地下タンク貯蔵所と同様に厚さ3.2mm以上の鋼板（SS400）又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはガラス繊維強化プラスチックで造ることとされている。

ア 「同等以上の強度を有する金属板」とは、次式により算出された数値以上の板厚を有するものをいう。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

第8-1表 SS400以外の金属板を使用する場合の引張強さ

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm ²)
ステンレス鋼	SUS304、SUS316	520
アルミニウム合金	A-5052P-H34	235
	A-5083P-H32	305

イ ガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）のタンクは、その容量に応じ、第8-2表に掲げる板厚を有し、厚さ及び機械的強度が均一なものであること。

第8-2表

タンクの容量	必要板厚
500ℓ未満	3.2mm以上
500ℓ以上2,000ℓ未満	4.5mm以上
2,000ℓ以上3,000ℓ未満	6.0mm以上

ウ 「圧力タンクを除くタンク」とは、最大常用圧力が46.7kPa未満のものをいい、「圧力タンク」とは、最大常用圧力が46.7kPa以上のものをいう。

(5) 液量計（条例第53条第2項第5号）

ア 「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、第7款2(6)と同様に運用する。

イ 計量口を設ける場合の「損傷を防止するための措置」とは、具体的には、当該部分にタンク本体と同じ材質及び板厚のあて板を溶接する措置等がある。

(6) タンクと配管の接続位置（条例第53条第2項第6号）

地下タンクについては、危険物の漏えいの可能性を極力小さくするため、配管はすべてタンク本体の頂部に取り付けること。

(7) 漏えい検知設備（条例第53条第2項第7号）

「危険物の漏れを検知する設備」とは、一般的には漏えい検査管等をいうものであり、漏えい検査管を設ける場合は、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に2箇所以上設けること。

また、2以上の地下タンクを1m以内に接近して設ける場合は、漏えい検査管を共有して差し支えない。

なお、二重殻タンクの漏れを検知する設備は、危省令第24条の2の2の規定の例によるもの。

第9款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準について（条例第54条）

第54条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第52条第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

【解釈及び運用】

1 移動タンクの取扱いの基準（条例第54条第1項）

第7款1の例によるほか、次の(1)から(4)による。

(1) 荷卸し時の留意事項（条例第54条第1項第1号）

移動タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときの規定である。

ア 「他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結する」とは、具体的に、ねじ式結合金具及び突合せ固定式結合金具等がある。

イ 注入ホースは、次によること。

(ア) 材質は、取り扱う危険物によって腐食するおそれのないものであること。

(イ) 長さは、想定される使用長さより、必要以上に長いものではないこと。

(ウ) 危険物の取扱いに際し、その圧力に十分耐えられる強度を有するものであること。

(2) 容器詰替の制限（条例第54条第1項第2号）

ア 「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、具体的には、60ℓ/min以下の速度とすることをいう。

イ 危政令第27条で定められた移動タンク貯蔵所における取扱いの基準と同様に、引火点が40度以上の第4類の危険物を、先端に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手

動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)で詰め替える場合にのみ、容器への詰替行為が認められる。具体的には、オートストップ式の注入ノズルは認められない。

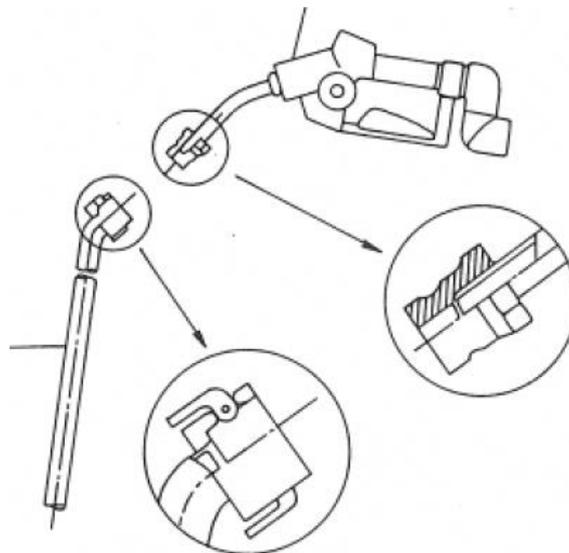
(3) 静電気防止装置 (条例第54条第1項第3号)

ア 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。

イ 「タンクを有効に接地する」とは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を使用し、タンク本体を接地電極に接続することをいう。

(4) 注入管 (条例第54条第1項第4号)

タンクの上部から注入する場合、タンク内において静電気による事故を防止するために「注入管」を用いること (第9-1図参照)。



第9-1図 注入管を用いる場合の例

第54条第2項 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第52条第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 火災予防上安全な場所に常置すること。

(2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

【解釈及び運用】

2 移動タンクの位置、構造及び設備の基準（条例第54条第2項）第7款2(3)の例によるほか、次の(1)から(11)による。

(1) 常置場所（条例第54条第2項第1号）

常置場所の位置を明確に把握するとともに、当該常置場所の周囲が火災予防上支障なく、安全性が確保されていることを確認すること。

(2) タンクの構造（条例第54条第2項第2号）

ア 移動タンクは、3.2mm以上の厚さを有する鋼板(SS400)又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ること。

イ 「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は、2.8 mm以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

A : 使用する金属板の伸び (%)

第9-1表

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm ²)	伸び (%)
ステンレス鋼	SUS304、SUS316	520	40
アルミニウム合金板	A-5052P-H34	235	7
	A-5083P-H32	305	12

ウ 地下タンクと同様の水圧試験を行い、漏れ又は変形がないこと。

エ 「圧力タンク」とは、地下タンクの場合と同様に最大常用圧力が46kPa以上のものをいう。

(3) タンクの固定方法 (条例第54条第2項第3号)

タンクと車両との固定方法について、Uボルトを用いる他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。

(4) 安全装置 (条例第54条第2項第4号) 直射日光や気温の上昇によるタンク内圧の上昇防止及び危険物の荷卸し時に大気圧との平衡状態保持のため、有効に作動する安全装置を設けなければならない。

なお、安全装置の作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定すること。

(5) タンクの間仕切り (条例第54条第2項第5号)

移動タンクの事故による漏えいの被害及び液面揺動等を軽減するため、4,000ℓ以下ごとに完全な間仕切りを設けること。

なお、間仕切りの材質は、第9款2(2)の例による。

(6) 間仕切り内のマンホール、安全装置及び防波板 (条例第45条第2項第6号)

前号の規定により仕切られた部分ごとに、マンホール及び第4号の規定による安全装置を、また、走行中の移動タンクにおける液体の危険物の動揺を最小限に抑え、車両の安定性を確保するため、仕切られた部分の容量が2,000ℓ以上の場合、厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造った防波板を移動方向と平行に設けること。

ア 防波板に用いる「鋼板」とは、JIS G3131に規定される熱間圧延軟鋼板のうちSPHCをいう。

イ 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

第9-2表

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm ²)
ステンレス鋼	SUS304、SUS316	520
アルミニウム合金	A-5052P-H34	235
	A-5083P-H32	305

(7) マンホール及び注入口ふた (条例第54条第2項第7号)

本号は、マンホール及び注入口のふたの材質等に関する規定であり、万一、移動タンクが転倒した際に、当該マンホール及び注入口のふたに荷重や衝撃が加わったとしても、これらが容易に破損しないような構造とすること。

なお、材質等については、(2)による。

(8) 防護柵 (条例第54条第2項第8号)

ア 防護柵の高さは、マンホール、注入口及び安全装置等の付属設備の高さ以上であること。

イ 防護柵は厚さ2.3mm以上の鋼板 (熱間圧延軟鋼板：SPHC) 又は次の式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

第9-3表

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm ²)
ステンレス鋼	SUS304、SUS316	520
アルミニウム合金	A-5052P-H34	235
	A-5083P-H32	305

ウ 防護柵は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状で造ること。

(9) 緊急遮断弁（条例第54条第2項第9号）

「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、危政令で定められた移動タンク貯蔵所とは異なり、必ずしもレバー操作による必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作ができるものでなければならない。また、当該装置である旨の表示及び操作方法を見やすい位置に表示しなければならない。

(10) 配管に設ける弁（条例第45条第2項第10号）

「弁等」とは、配管先端部からの流出等の際に、速やかにその流出を止めるために設けなければならない。

(11) 電気設備（条例第45条第2項第11号）

ア 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、引火点が40度以上の危険物を常温で貯蔵又は取り扱う移動タンクにあつてはタンクの内部、引火点が40度未満の危険物を貯蔵又は取り扱う移動タンクにあつては、タンクの内部、防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所をいう。

イ 「引火しない構造」とは、電気設備の防爆仕様をいう。

第10款 少量危険物を貯蔵し、又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準について（条例第55条）

第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合又は分解を促す物品との接近、過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること。
- (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄リンをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
- (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

【解釈及び運用】

1 類ごとの技術上の基準（条例第55条第1項）

(1) 第1類 酸化性固体（条例第55条第1項第1号）

第1類の危険物は酸化性固体で、その性質は一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃及び摩擦等により分解して酸素を放出し周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促進させるため、その貯蔵及び取扱いについては、分解を起こす条件を与えないことが重要であり、次の点に注意すること。

ア 加熱、衝撃及び摩擦を与えない。

イ 分解を促進させる薬品類と接触させない。

ウ 周囲に可燃物を置かない。

エ 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過氧化物及びこれらを含むものにあつては、水との接触を避ける。

(2) 第2類 可燃性固体（条例第55条第1項第2号）

第2類の危険物は、比較的低温で発火又は引火しやすい可燃性の固体で、更に燃焼が早く有毒なもの又は燃焼の際、有毒ガスを発生するものがある。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

ア 酸化剤との接触及び混合を避ける。

イ 炎、火花、高温体及び過熱等を避ける。

ウ 鉄粉、金属粉、マグネシウム及びこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。

エ 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させないように貯蔵し、又は取り扱うこと。

(3) 第3類 自然発火性物質及び禁水性物質（条例第55条第1項第3号）

第3類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10kgから300kgと比較的少なく設定されている。

第3類の危険物には、黄リンのように自然発火性（空気中での発火の危険性）のみを有している物質、又はリチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性）のみを有している物質もあるが、ほとんどの物質は、自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

ア 自然発火性物品は、空気との接触を避ける。

イ 自然発火性物品は、炎、火花、高温体及び過熱等を避ける。

ウ 禁水性物品は、水との接触を避ける。

エ 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないように貯蔵する。

(4) 第4類 引火性液体（条例第55条第1項第4号）

第4類の危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災及び爆発に至る。

可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類の危険物にあつては常に引火危険性が存在することになる。また、第4類危険物は、一般的には不良導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険が高い。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

ア 炎、火花、高温体及び過熱等を避ける。

イ 石油類については、静電気による放電火花について特に留意すること。

ウ 可燃性蒸気が発生するような取扱いを行う場合、有効な排出装置を設けるか、通風の良い環境を整えること。

(5) 第5類 自己反応性物質（条例第55条第1項第5号）

第5類の危険物は、自己反応性物質で、爆発又は激しい加熱分解による発熱の危険性がある。また、過熱、衝撃、摩擦又は他の物質との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものが多く、激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となることが多い。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

ア 炎、火花、高温体及び過熱等を避ける。

イ 過熱、衝撃及び摩擦を避ける。

ウ 加熱分解しやすいものは、室温、湿気及び空気の流入に注意する。

(6) 第6類 酸化性液体（条例第55条第1項第6号）

第6類の危険物は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが、可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火することがある。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意すること。

ア 可燃物との接触及び混合を避ける。

イ 過熱に注意する。

ウ 分解を促進させる薬品類との接近を避ける。

第55条第2項 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

2 第1項の特例（条例第55条第2項）

前項は、危険物が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、本項では、危険物の貯蔵及び取扱いが原則的な基準では作業工程等に不備が生じ、操業に差し支えがあるような場合、前項の規定によらないことができる旨が定められている。

しかし、この場合、危険物の貯蔵及び取扱いが原則的な基準と同等以上の安全性を有する構造で造らなければならないもの。具体的には、可燃性蒸気、化学反応及び発熱等の危険因子に対する措置として換気及び冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じること。

第11款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備の維持管理の関する基準について（条例第56条）

第56条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第49条から第54条までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク及び配管等の設備に係る基準維持に関する規定となっている。

これは、事故発生の原因として、設備の維持管理の不備に起因するものが多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を条例第48条から第54条までの技術基準に適合するよう維持管理を行う必要がある。

第12款 動植物油類の適用除外について（条例第57条）

第57条 第47条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

【解釈及び運用】

指定数量未満の動植物油類については、本来、指定数量未満の危険物として、規制されることとなるが、本条により、その規制が除外されている。

これにより、指定数量未満の動植物油類については、すべて指定可燃物として規制されることとなり、第59条の貯蔵及び取扱いの基準が適用される。

なお、法別表第1備考第17号に基づき、危省令第1条の3第7項に規定する動植物油類については、危険物から除かれている。具体的な除かれる条件は次のとおりである。

- 1 危政令の技術基準に適合して設置された、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所で、加圧しないで常温で貯蔵されているもの。
- 2 危省令の基準を満たした容器に、貯蔵及び保管しているもの。

第13款 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合について（条例第58条）

第58条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【解釈及び運用】

本条は、品名又は指定数量の異なる2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定方法が定められており、品名が必ずしも同じものばかりとは限らず、類を異にすることも考えられる。そこで、同一の場所で貯蔵又は取り扱う危険物の各種類の数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となる場合は、指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。

これは、指定数量以上の危険物施設における貯蔵又は取扱い数量の算定方法と同様の扱いとされている。

例

- ・ガソリン 指定数量 200ℓ（指定数量の5分の1 = 40ℓ）
- ・灯油 指定数量 1,000ℓ（指定数量の5分の1 = 200ℓ）

ガソリン 30ℓ貯蔵 $30 \div 40 = 0.75$ 倍

灯油 90ℓ取扱い $90 \div 200 = 0.45$ 倍

0.75 倍 + 0.45 倍 = 1.2倍

※上記を2つ合算すると、1.2倍となり、少量危険物の規定が適用される。